参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	コロナ禍における事業者支援策の活用概況と課題 ～ 経済産業省における取組を中心に ～
著者 / 所属	上谷田　卓・横山　絢子 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	217 号
刊行日	2022-10-6
頁	22-65
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r04pdf/202221702.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

コロナ禍における事業者支援策の活用概況と課題

～ 経済産業省における取組を中心に ～

経済産業委員会調査室　上谷田　卓・横山　絢子

１．はじめに
２．給付金
３．資金繰り支援
４．事業再構築補助金
５．需要喚起施策
６．おわりに

１．はじめに

コロナ禍が発生し、２年以上が経過した。この間、政府は新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を含む感染対策と合わせて数次にわたる経済対策等[1]を示すとともに、コロナ禍における各種支援の実施に必要な経費を各年度の補正予算や予備費[2]等において確保してきた。とりわけ、経済産業省は、事業者の事業継続を支援する給付金や資金繰り支援、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済環境の変化に対応した事業者の事業再構築を支援する事業再構築補助金、事業者の前向きな取組を支援する各種の需要喚起施策等といった事業者支援を展開してきた（図表１）。

本稿では、経済産業省によるコロナ禍の事業者支援策に焦点を当て、どのような経緯・内容で措置され、どのように活用されてきたのか、また、運用を通じてどのような課題が示され､いかなる対応が講じられてきたのか等を整理し、最後に、今後の事業者支援策の実施に向けた取組について若干言及する。

---

[1] ①新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年４月20日閣議決定）、②国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（2020年12月８日閣議決定）、③コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（2021年11月19日閣議決定）、④コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（2022年４月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）が策定されてきている（内閣府ウェブサイト〈https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html〉（2022.9.16最終アクセス、以下ＵＲＬの最終アクセスの日付はいずれも同日））。

[2] 予見し難い予算の不足に充てるための経費。予算成立後において歳出に計上された既定経費に不足が生じた場合又は新規に経費が必要となった場合、その不足に充てるため、内閣の責任で支出できるが、事後に国会の承諾を得なければならない。

図表１ 経済産業省における主な事業者支援策（終了済み事業を含む）

■給付金【全て申請受付終了】
・持続化給付金（令和２年度第１次補正予算等で措置）【対象月：2020年１月～12月】 ・家賃支援給付金（令和２年度第２次補正予算等で措置）【対象月：2020年５月～12月】 ・一時支援金（令和２年度予備費等で措置）【対象月：2021年１月～３月】 ・月次支援金（令和２年度予備費等で措置）【対象月：2021年４月～10月】 ・事業復活支援金（令和３年度補正予算で措置）【対象月：2021年11月～2022年３月】
■資金繰り支援【一部実施中】
・政府系金融機関や民間金融機関による実質無利子・無担保融資（いわゆる「ゼロ・ゼロ融資」）や資本性劣後ローン等（令和２年度第１次補正予算等で措置）
■事業再構築補助金【実施中】
・事業再構築補助金（令和２年度第３次補正予算等で措置）
■需要喚起施策【実施中】
・Go To商店街事業（現在：がんばろう！商店街事業）（令和２年度第２次補正予算等で措置） ・Go To イベント事業／イベントワクワク割（令和２年度第１次・第３次補正予算で措置） ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（令和２年度第１次補正予算等で措置）

（出所）経済産業省資料に基づき作成

２．給付金

2-1. 持続化給付金・家賃支援給付金の概要と実績[3]

持続化給付金は、2020年４月の緊急事態宣言等を受けた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年４月20日閣議決定）に基づき、事業者の事業継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金として、令和２年度第１次補正予算（２兆3,176億円）で措置[4]された。一方、家賃支援給付金は、既述の経済対策の公表後の新型コロナウイルス感染症の拡大による休業・営業自粛等に伴い売上が急減する中で一定額が生じる家賃等の支払負担に鑑みた与野党の家賃支援に向けた動き[5]や、緊急事態宣言の期間延長等を受け、売上減少に直面する事業者の地代・家賃の負担を軽減する給付金として、令和２年度第２次補正予算（２兆242億円）で措置[6]された。

---

[3] 持続化給付金及び家賃支援給付金の創設経緯・内容、国会での議論等については、柿沼重志・加藤史憲・谷合まどか「コロナ禍における中小企業向け支援策の概要と課題」『経済のプリズム』No.190（2020.9）５～23 頁等で詳しく紹介しているため、そちらも併せて参照されたい。

[4] その後、令和２年度第２次補正予算で１兆 9,400 億円、令和２年度予備費で 9,150 億円、家賃支援給付金からの流用で 5,360 億円が追加措置され、総額約５兆 6,657 億円の事業となった。

[5] 例えば、野党会派により 2020 年４月 28 日に「中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案」（衆法第９号）が提出された（概要は、立憲民主党ウェブサイト<https://archive2017.cdp-japan.jp/news/20200428_2894>参照）。

[6] その後、想定を下回る申請件数を受け、２兆 242 億円のうち、持続化給付金に 5,360 億円を、一時支援金に 4,060 億円をそれぞれ流用し、結果として総額約１兆 822 億円の事業となった。

いずれも、①中小法人等[7]、②フリーランスを含む個人事業者等[8]を給付対象とし、図表２の要領に基づき持続化給付金は５月１日、家賃支援給付金は７月14日にそれぞれ申請受付を開始し、ともに2021年２月15日に申請受付を終了した。

図表２　持続化給付金・家賃支援給付金の給付要件・給付額

持続化給付金	◆給付要件：①2019年以前から売上を得ており、今後も事業継続の意思がある、②2020年１月～12月までの間のいずれかの月（対象月）の売上が前年同月比で50％以上減少している ◆給付額：「対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間売上」－「対象月の売上×12（か月）」（中小法人等**最大200万円**、個人事業者等**最大100万円**）
家賃支援給付金	◆給付要件：①2019年以前から売上を得ており、今後も事業継続の意思がある、②2020年５月～12月までの間に（ア）いずれか１か月の売上が前年同月比で50％以上減少又は（イ）連続する３か月の売上が前年同期間比で30％以上減少している、③他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有等する対価として賃料を支払っている ◆給付額：申請日直前１か月の支払賃料に基づき算出した給付額(※3)×６（か月）（中小法人等**最大600万円**（100万円/月）、個人事業者等**最大300万円**（50万円/月））

（※1）不給付対象として、①公共法人（例：(株) 日本政策金融公庫)、②性風俗関連特殊営業（例：店舗型性風俗特殊営業)、③政治団体、④宗教団体、⑤その他中小企業長官が判断する者が挙げられた。
（※2）給付額算定等に係る特例として、2019年新規創業特例、2020年新規創業特例、季節性収入特例、罹災特例、法人成り特例、ＮＰＯ法人・公益法人等特例等が給付対象別にそれぞれ設定された。
（※3）中小法人等：月額75万円以下は月額×2/3、月額75万円超は50万円＋75万円超部分月額×1/3、個人事業者等：月額37.5万円以下は月額×2/3、月額37.5万円超は25万円＋37.5万円超部分月額×1/3。
（出所）持続化給付金及び家賃支援給付金の各公募要領に基づき作成

給付実績として、持続化給付金は、申請件数約441万件、給付件数約424万件（総額約5.5兆円)、家賃支援給付金は、申請件数約108万件、給付件数約104万件（総額約9,000億円）とそれぞれ報告されている（図表３)。

また、業種別の給付割合については、いずれの給付金も、対面接触型のサービスを主業とする宿泊業・飲食サービス業、外出自粛や休業要請等の影響を間接的に被った卸売業・小売業、コロナ禍における工事の中止・延期等の影響を受けた建設業で、給付割合が高い状況にあったと報告されている（図表４)。

[7] 資本金額等 10 億円未満又は常時使用する従業員数 2,000 人以下の企業を給付対象とし、医療法人、農業法人、ＮＰＯ法人など会社以外の法人を含む。
[8] 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等（雇用契約によらない業務委託契約等に基づく売上を主たる収入として税務上の雑所得・給与所得で確定申告した者）を含む。

図表３　持続化給付金（左図）・家賃支援給付金（右図）の申請・給付件数の推移

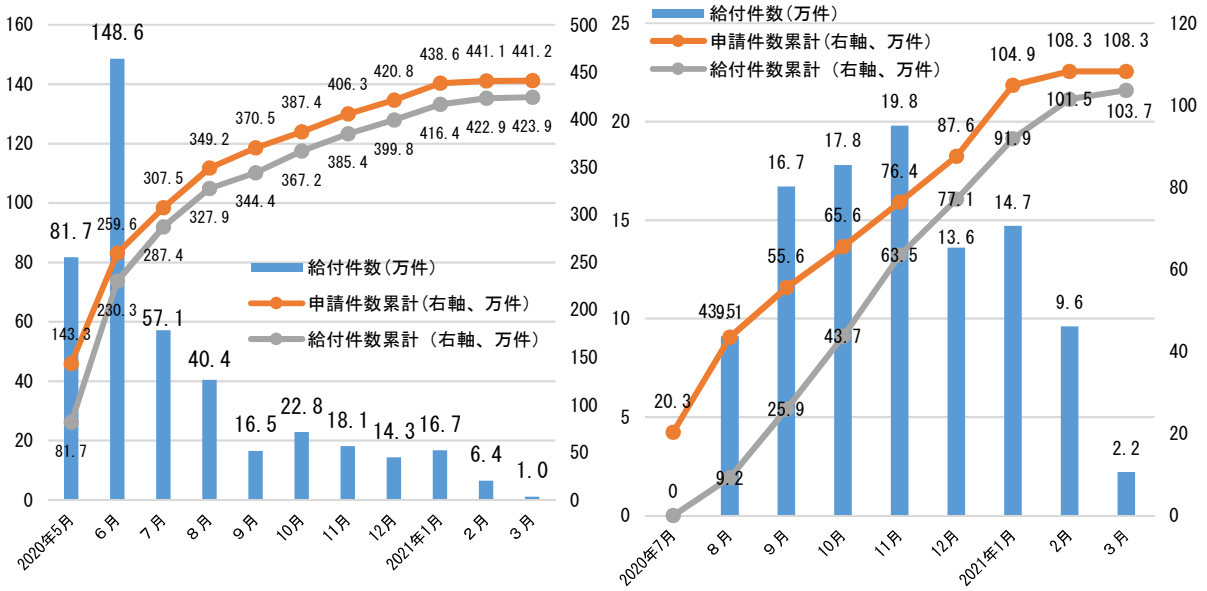

（出所）中小企業庁「2022年版中小企業白書」（2022.4）Ⅱ－40頁、Ⅱ－45頁等に基づき作成

図表４　持続化給付金（左図）・家賃支援給付金（右図）の業種別給付割合

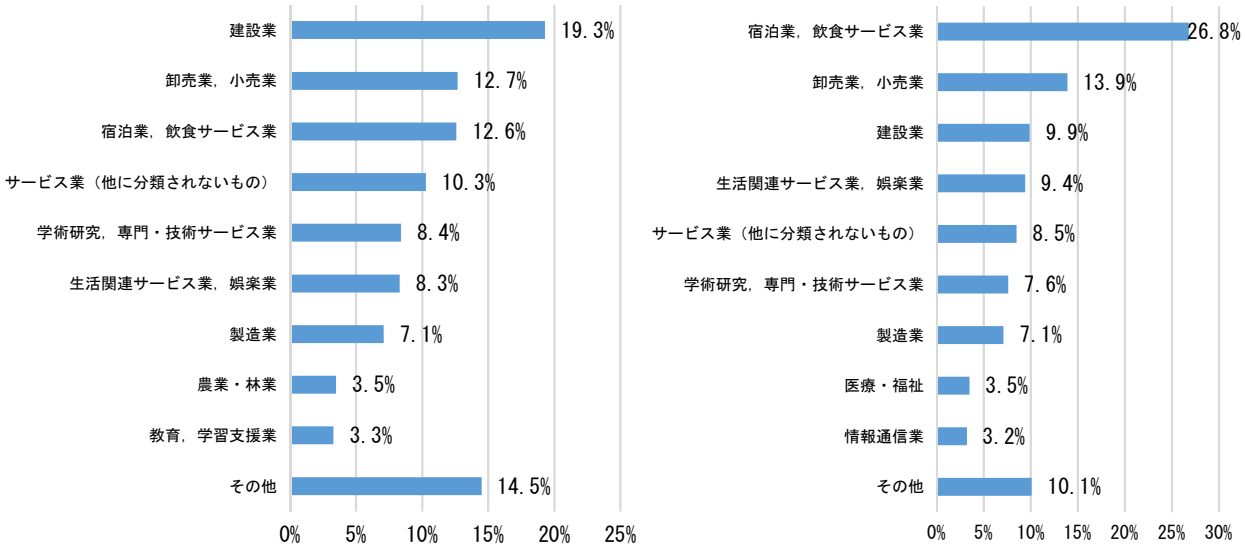

（出所）中小企業庁「2022年版中小企業白書」（2022.4）Ⅱ－42頁、Ⅱ－47頁等に基づき作成

2-2.　一時支援金・月次支援金の概要と実績

一時支援金及び月次支援金は、2021年に発令された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う①飲食店の時短営業又は②不要不急の外出・移動自粛により売上が減少した事業者[9]を支援するための事業全般に広く使える給付金とし

[9] ①の事業者として、食品加工・製造事業者、器具・備品事業者やその生産者、流通関連事業

て[10]、令和２年度予備費等[11]で措置された。具体的には、一時支援金は2021年１月～３月まで発令された緊急事態宣言による影響の緩和、月次支援金は同年４月以降に実施された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による影響の緩和をそれぞれ目的とした給付金として、一時支援金は2021年１月～３月までの期間の売上減を対象に、月次支援金は同年４月～10月までの期間の売上減を対象に、それぞれ図表５の要領に基づき給付が行われた。ただし、これらの給付金は、①緊急事態宣言等が対象地域を限定して発令されたこと、②これまでの経験に基づき飲食につながる人流の制限に重点を置いた対策で、かつ、協力金[12]の給付対象外となる事業者の支援を目的とした措置で[13]、緊急事態宣言等の対象地域以外の事業者も要件に該当する限り対象となり得るが、全国一律給付の持続化給付金や家賃支援給付金と支援目的・対象[14]が異なるものとして実施された。

図表５　一時支援金・月次支援金の給付要件・給付額・申請受付期間

一時支援金	◆**給付要件**：①2021年１月の緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある又は同地域における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けている、②2021年１月～３月の任意の月（対象月）の売上が2019年又は2020年の同月比で50％以上減少している ◆**給付額**：「2019年又は2020年の１月～３月の合計売上」－「2021年の対象月の売上×３（か月）」（中小法人等**最大60万円**、個人事業者等**最大30万円**） ◆**申請受付期間**：2021年３月８日に申請受付を開始し、５月31日に申請受付を終了

者、サービス事業者（例：清掃業者）等、②の事業者として、旅行関連事業者、娯楽関連事業者、これらに商品・サービスを提供する事業者（例：タクシードライバー）等が対象とされた。

[10] 一時支援金は2021年１月12日に、月次支援金は同年４月２日に、それぞれ実施が発表された（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2020/20210112001.html>）、同ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2021/20210402001.html>）。なお、一時支援金は当初、中小法人等は40万円、個人事業者等は20万円をそれぞれ上限に給付することが想定されていたが、緊急事態宣言の期間延長等を受け、上限額が引上げられた。

[11] 一時支援金は、令和２年度予備費で2,490億円が措置された後、家賃支援給付金からの流用で4,060億円、持続化給付金からの流用で429億円が追加措置され、総額約6,979億円の事業となった（月次支援金は一時支援金の予算残額が活用された）。

[12] 地域の実情に応じた支援に向けた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、都道府県や市町村が行う営業時間短縮要請等に伴う協力金（詳細は内閣官房ウェブサイト<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>参照）。協力金による対応について当時の梶山経済産業大臣は、緊急事態宣言等が地域を限定して発令されていることに鑑み、「地域の事情によるものは地域の裁量で手当てできるようにすることが政府の共通認識である」旨説明した（第204回国会衆議院予算委員会議録第14号37頁（2021.2.19））。

[13] 第204回国会参議院予算委員会会議録第１号34頁（2021.1.27）、第204回国会衆議院経済産業委員会議録第10号16頁（2021.4.28）等

[14] なお、給付額は持続化給付金と同様に、各給付金の対象期間における固定費の半分程度に相当する金額として設定された（第204回国会衆議院予算委員会議録第14号36頁（2021.2.19））。

月次支援金	◆給付要件：①2021年４月以降の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域において、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けている、②2021年４月～10月の各月（対象月）の売上が2019年比又は2020年の同月比で50％以上減少している ◆給付額：「2019年又は2020年の４月～10月の各月の売上」－「2021年の対象月の売上」（中小法人等**最大20万円／月**、個人事業者等**最大10万円／月**） ◆申請受付期間：2021年４月・５月分の申請受付期間を６月16日～８月15日として以降、基本的に対象月の翌月から２か月間を申請期間（例：６月分は2021年７月１日～８月31日）として設定し、10月分の申請受付を2022年１月７日に終了

（※）給付対象（①中小法人等、②フリーランスを含む個人事業者等（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等を含む））、不給付対象・給付額算定等に係る特例は、持続化給付金等と基本的に同様に設定された（図表２の※1、※2）。ただし、**緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令地域外において地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う事業者や地方公共団体による協力金の支給対象の飲食店については給付対象外とする**等の不給付要件が設けられた。

（出所）一時支援金及び月次支援金の各公募要領に基づき作成

給付実績について、一時支援金は、申請件数約57万件、給付件数約55万件（総額約2,221億円）[15]、月次支援金は、申請件数が約249万件、給付件数約235万件（総額約3,047億円）[16]となり、両給付金ともに業種別の給付割合は持続化給付金等と概ね同様の状況にあったと報告されている（図表６及び図表７）。一時支援金及び月次支援金の申請・給付件数は、持続化給付金よりも少なくなったが、その要因について政府は、特に売上の減少が大きいと見込まれる時短営業等の要請を受けた飲食店が協力金の給付対象となっていることを挙げている[17]。

図表６　一時支援金（左図）・月次支援金（右図）の申請・給付件数の推移

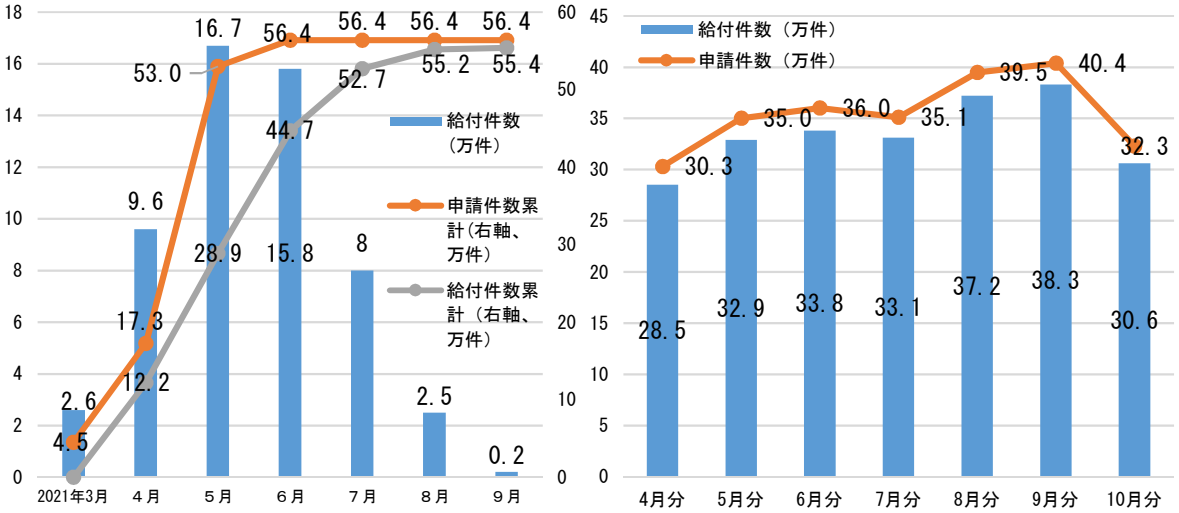

（出所）中小企業庁資料に基づき作成

[15] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/info.html>
[16] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/jisseki.html>
[17] 第204回国会参議院経済産業委員会会議録第５号８頁（2021.5.20）

図表７　一時支援金（左図）・月次支援金（右図）の業種別給付割合

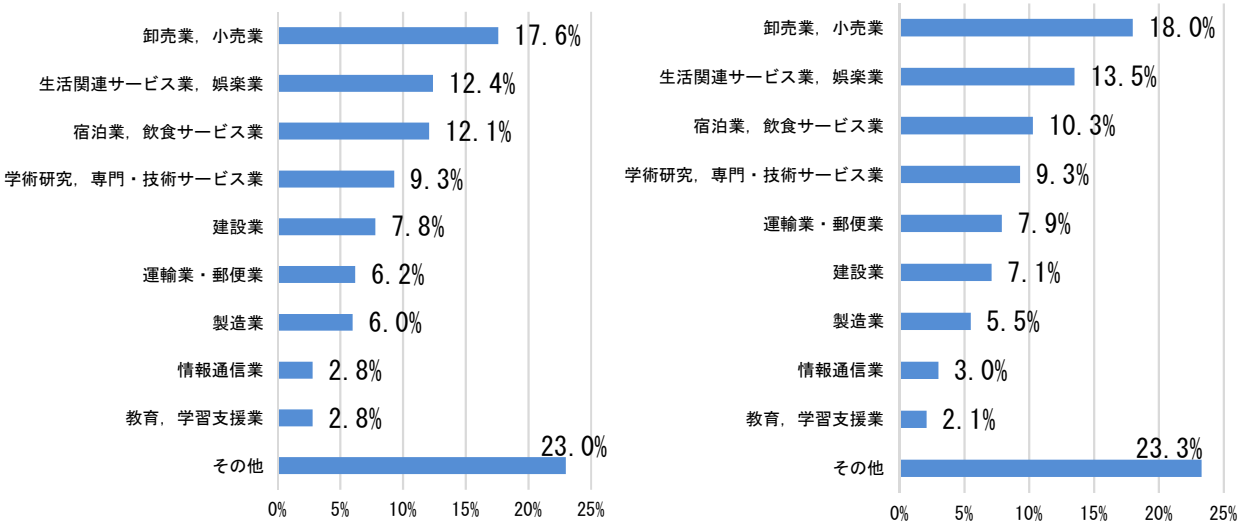

（出所）中小企業庁資料に基づき作成

なお、第 204 回国会では、長引くコロナ禍の悪影響を踏まえ、野党会派により、持続化給付金の再支給を内容とする「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案」(衆法第 10 号)が提出[18]されるなど、更なる給付を求める動きが見られた。こうした動きに対して、梶山経済産業大臣（当時。以下肩書きはいずれも当時のもの。）は、「できるだけ多くの方を対象としたいという思いは同じであり、出来る限りの手は尽くしている」旨述べつつも[19]、「地域や業種により新型コロナウイルスの影響は様々で事業者の置かれた状況に合わせた支援を講じていく必要がある」とし、緊急事態宣言等に伴う事業者への支援を一時支援金や月次支援金によりピンポイントで実施していく旨答弁[20]した。また、事業規模を問わずに給付を行う両給付金の仕組みをめぐり、事業規模に応じた支援を実施する観点から、「新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案」（衆法第 23 号）が野党会派により提出[21]された。これに対して梶山経済産業大臣は、「一時支援金の給付額は、前年又は前々年同月の売上からの減少分に応じて変動するものとしており、上限額の範囲内で事業規模に応じた支援を行うものとなっている」旨答弁[22]した。

---

[18] 概要は、立憲民主党ウェブサイト<https://cdp-japan.jp/news/20210318_0980>参照。
[19] 第 204 回国会衆議院経済産業委員会議録第 3 号 13 頁（2021.3.24）
[20] 第 204 回国会衆議院経済産業委員会議録第 15 号 20 頁（2021.5.26）
[21] 概要は、立憲民主党ウェブサイト<https://cdp-japan.jp/news/20210402_1089>参照。
[22] 第 204 回国会参議院経済産業委員会会議録第 1 号 11～12 頁（2021.3.22）

2-3. 事業復活支援金の概要と実績

事業復活支援金は、2021年９月の緊急事態宣言等の解除後、行動制限も段階的に緩和している中で、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域、業種を限定しない形で、2022年３月までの事業継続の見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金を支給するものとして、令和３年度補正予算（２兆8,032億円）で措置された。具体的には、図表８及び図表９のとおり、2021年11月～2022年３月までの５か月を対象に、固定費負担の約半分を目安として、事業規模及び売上高の減少率に応じた額を一括給付するものであった。

図表８　事業復活支援金の給付要件・給付額

◆給付要件：①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う「需要の減少」又は「供給の制約」による影響を受けている、②2021年11月～2022年３月のいずれかの月（対象月）の売上が2018年11月～2021年３月までの間の任意の同月（基準月）の売上と比較して50％以上又は30％以上50％未満減少している

◆給付額：「基準月（2018年11月～2019年３月、2019年11月～2020年３月、2020年11月～2021年３月のいずれかの月）の売上」－「対象月の売上×５（か月）」（中小法人等**最大250万円**、個人事業者等**最大50万円**）

（※1）給付対象（①中小法人等、②フリーランスを含む個人事業者等（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等を含む））、不給付対象・給付額算定等に係る特例は、持続化給付金等と基本的に同様に設定された（図表２の※1、※2）。ただし、例えば新規開業特例（2021年１～10月に開業した中小法人等・個人事業者等に対する給付額算定等の特例）等は、基準月に応じて設定された。

（※2）「**需要の減少による影響**」として、①国や地方自治体による自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止等の要請に伴う自らの財・サービスの個人消費の機会の減少、②海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う海外現地需要の減少等が挙げられた。また、「**供給の制約による影響**」として、①コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難、②国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止等の要請に伴う自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約等が挙げられた。

（出所）事業復活支援金の公募要領に基づき作成

図表９　事業復活支援金の給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上 １億円以下	年間売上 １億円超～５億円	年間売上 ５億円超
▲50％以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30％以上～50％未満	30万円	60万円	90万円	150万円

（出所）事業復活支援金の公募要領に基づき作成

事業復活支援金の申請受付は2022年１月31日に開始し、同年６月17日に申請受付を終了した[23]。給付実績（2022年８月29日時点）については、申請件数約234万件、給付件数約230万件（総額約１兆7,027億円）[24]と報告されている（図表10）。

図表10 事業復活支援金の申請・給付件数の推移

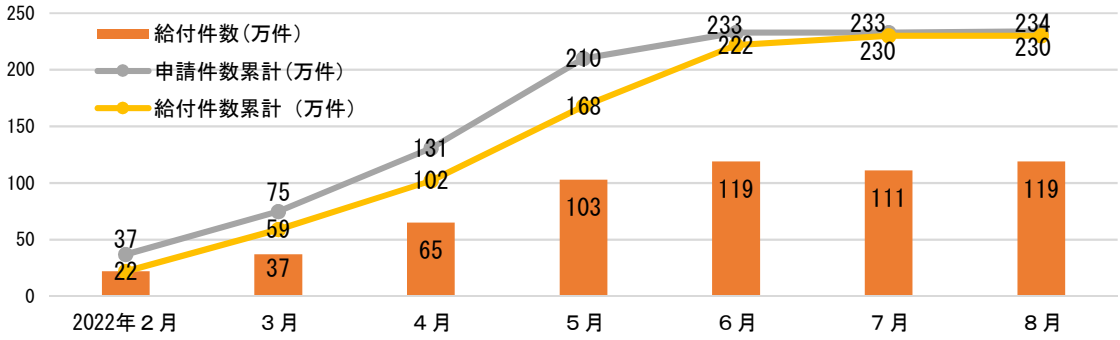

（出所）経済産業省ウェブサイトに基づき作成

なお、第208回国会では、コロナ禍の収束が見通せない中で、2022年４月以降の給付措置、すなわち、事業復活支援金の対象月終了後の追加給付の実現に向け、事業復活支援金の給付額倍増等を内容とする「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案」（衆法第10号）が提出[25]されるなど、事業者を支援するための更なる給付金の措置を求める動きが見られた。こうした動きに対して、萩生田経済産業大臣は、「まずは事業復活支援金の給付に全力を挙げたい」と述べつつ、「事業復活支援金は、売上高の減少割合50％以上の事業者に加え、30％以上の事業者も新たに支援対象としており、例えば、売上高50％以上減少の個人事業者に対する月単位の給付金について、持続化給付金が8.3万円であるのに対し、事業復活支援金は10万円であるなど、持続化給付金よりも充実した措置になっている」旨答弁[26]した。

その上で、萩生田経済産業大臣は、「事業者向け給付金は、新型コロナ対策に係る政府による人流抑制、休業、時短の要請で地域、業種を超えて広範囲に需

[23] なお、その後、対象月の売上減を 30％以上 50％未満の区分で申請し給付を受けた者について、申請時点で予見されていなかったコロナ禍の影響により売上が 50％以上減少する対象月が存在することとなった場合において、当該月を対象月として算定し、申請時の給付額との差額を給付する「差額給付申請」の申請受付が 2022 年６月１日に開始され、同月 30 日に終了した。
[24] 最新の給付実績は、経済産業省ウェブサイト<https://jigyou-fukkatsu.shienkin.info/official_info/970/>参照。
[25] 概要は、立憲民主党ウェブサイト<https://cdp-japan.jp/news/20220131_2945>参照。
[26] 第 208 回国会衆議院予算委員会議録第 16 号 31 頁（2022.2.18）

要が消失し、売上げが大幅減少した事業者に対し、事業継続のため使途に制限のない現金を給付するという臨時異例の支援策として実施した」旨言及[27]し、更なる給付金の必要性については、「新型コロナの感染状況やこれを踏まえた緊急事態宣言の発令等の政府による措置内容、他の支援策の動向も注意しながら給付金制度の趣旨を踏まえて判断していきたい」旨の姿勢[28]を示した。

2-4. 給付金をめぐる課題

（１）不正受給問題と不備ループの問題への対応

簡素な申請手続による迅速な給付を目指した持続化給付金や家賃支援給付金では、事業を実施していないのに申請する、各月の売上を偽って申請する、売上減少の理由がコロナの影響でない場合に給付対象とならないことを認識しつつ、申請する等といった「不正受給」が多発した。当該案件には給付事業を主導する経済産業省や国税局の職員らが関わる事案も含まれるなど批判を集めた。

政府は、不正受給を未然に防止する観点から、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金の運用に当たり、①申請希望者の事業の実施状況や給付対象に係る正確な理解等を「登録確認機関[29]」が確認するプロセスを新たに設け、登録確認機関による申請書類に係る質疑応答等の確認を申請条件[30]とするとともに、②申請に係る宣誓事項（給付要件を満たす、申請内容に虚偽がない等）や同意事項（証明書類の７年間の保存、調査時に求められた書類の速やかな提出等）への中小法人等の代表者又は個人事業者等本人による自署書の提出を求め、さらには、③誤って受給した場合における自主的な返還[31]等を促してきた。また、不正受給を行った場合の対応として、①給付金元本に加え、元本に年３％の割合で算定した延滞金と元本及び延滞金の合計額の20％の加算額の返還を求める

---

[27] 第 208 回国会決算委員会議録第４号 19 頁（2022.4.11）

[28] 第 208 回国会衆議院経済産業委員会議録第８号３～４頁（2022.4.8）

[29] 登録確認機関には、①認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士等）、②認定経営革新等支援機関に準ずる機関（商工会議所、商工会等）、③その他の有資格者（公認会計士、監査法人等）が指定された。その後、登録確認機関を見つけることが困難な事業者を対象とし、④給付金事業の事務局（一時・月次支援金、事業復活支援金はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社）が追加された。

[30] ただし、登録確認機関による事前確認の完了をもって給付対象であることが確定するわけではない。他方、申請者の利便性を考慮し、月次支援金は一時支援金の既受給者、事業復活支援金は一時支援金及び月次支援金の既受給者についてそれぞれ事前確認の省略を認めてきた。

[31] 2022 年９月８日時点で、持続化給付金は返還申出件数 23,139 件、返還件数 16,451 件（約 17,577 百万円）、家賃支援給付金は返還申出件数 1,233 件、返還件数 1,147 件（約 929 百万円）（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin_fusei.html>）。

とともに、②申請者の屋号・氏名等の公表[32]等を行ってきた。

一方、不正受給の多発を受け、一時支援金や月次支援金の審査の厳格化が図られた結果、事務局から申請書類の不備を延々と指摘され続ける、いわゆる「不備ループ」が問題となった。この問題に対して、萩生田経済産業大臣は、「提出書類だけでは給付要件を満たすことが確認できない一部の申請者に対し、事前の同意を得た上で追加書類の提出を依頼していることが一部の申請者に不便を掛けているという事実を真摯に受け止めている」旨述べつつ、事業復活支援金の審査では、①追加提出を求める書類や不備内容を可能な限り明確化する、②現金取引の場合など事業実態を確認するための提出書類の例を不備解消プロセスの中で通知するのではなくあらかじめ示す、③不備解消相談窓口の体制を充実し審査部署との連携を強化する等といった申請者の負担に配慮した改善を進めている旨答弁[33]した。この点、申請について不服がある場合に再度審査する仕組みが必要ではないかとの指摘があったが、政府は、「統一的な対応を行うためのマニュアルを整備し、それに基づく電話オペレーター等の研修を実施するなど、統一的で公平かつ適切な審査が行われるような体制を作っており、そうした体制における審査の結果であると理解願う」旨の説明[34]を行った。

（２）事務業務の民間委託をめぐる問題への対応

持続化給付金の事務事業の運用をめぐっては、委託先の（一社）サービスデザイン推進協議会（以下「サ推協」という。）を起点とする多層の再委託や数次の外注を通じた業務の丸投げや利益の中抜きの可能性が指摘されるなど、事務業務の民間委託の在り方が問題となった[35]。とりわけ、委託業務の適切性、委託費[36]や一般管理費[37]の適切性が問題となり、中小企業庁は、その不透明性・効率

---

[32] 中小企業庁は、持続化給付金の不正受給者(2022年９月８日時点)として、1,480者（総額14億9,598万8,130円)、家賃支援給付金の不正受給者2022年９月１日時点）として、68者（総額１億8,394万3,620円）をそれぞれ公表している（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin_fusei.html>)。

[33] 第208回国会衆議院予算委員会議録第17号６頁（2022.2.21）

[34] 第208回国会衆議院内閣委員会議録第６号14頁（2022.3.31）

[35] 同問題の経緯等は東田慎平「経済産業省における調達等予算執行の在り方」『立法と調査』No.428（2020.10）を参照されたい。サ推協は2020年８月末までの申請受付に係る事務局を担い、同年９月以降の申請受付に係る事務局はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（委託費約428億円）が担っているほか、同社は、一時支援金・月次支援金（委託費約85億円)、事業復活支援金(委託費約960億円)の事務局も委託している(事業継続中)。

[36] サ推協への委託費約769億円のうち、電通への再委託費は約767億円（再委託比率99.8%）であった。

[37] 事業実施に必要な経費で事業に要した経費のうち抽出・特定が困難なものとして支払いが認

性に対する社会的な懸念を踏まえ、「中間検査報告書[38]」（2020年10月）及び「確定検査報告書[39]」（2021年８月）を公表した。これらの検査では、委託先（サ推協）及び再委託先（（株）電通）による各種の手続や取引内容の適切性等が確認されたことに加えて、中間検査を通じた業務改善等の結果として、委託費が約769億円から約669億円に圧縮されたこと等が報告された（図表11）。

図表11　事務事業に対する支払金額の費用構造と取引内容に関する主な指摘

	振込	審査	申請サポート	コールセンター	システム等	広告
費用	24.7億円	160.5億円	287.3億円	39.8億円	23.3億円	19.2億円
人件費	1.5億円	138.5億円	220.6億円	37.2億円	13.5億円	1.6億円
会場費	－	9.2億円	18.5億円	－	－	－
その他	23.3億円	12.9億円	48.3億円	2.6億円	9.8億円	17.6億円

○振込に関する取引内容の適切性：振込手数料が大部分を占めるが、公表されている手数料単価と同額であり、経済性を欠く不当な請求とはいえない。
○審査に関する取引内容の適切性：審査体制に余剰があったとはいえない。人件費及び会場費にばらつきがあったが、発生理由を確認したところ、不当な点は確認できなかった。
○申請サポートに関する取引内容の適切性：会場設置数や従事人数等に余剰がある傾向にあった。また、人件費数量及び会場費にばらつきがあることが確認されたが、それぞれの発生理由を確認したところ、不当な点は確認できなかった。
○コールセンターに関する取引内容の適切性：応答体制は大幅に不足しており、余剰があったとはいえない。１座席１日当たりの応答数等が下落傾向にあったが、それぞれの発生理由を確認したところ、不当な点は確認できなかった。
○システム等に関する取引内容の適切性：一般的な機能が備わっているクラウドサービスをライセンス費として購入し、事業用にカスタマイズすることで速やかな稼働を実現した。ライセンス費は公表価格等以下の価格であった。
○広告に関する取引内容の適切性：新聞・ラジオ・デジタルメディア等が媒体費の大半を占めるが、大量調達等により媒体費は公表価格等以下となっていた。
○一般管理費等の適切性：一般管理費として、委託マニュアルのルールに適合する形で、サ推協に約500万円、電通に約25億円が計上された。内訳を明らかにできる性質のものではないが、本部機能やバックオフィス業務、その他間接経費が概念上は包有されると考えられる。不当な請求とはいえないが、透明性のあるルールについて検討していく必要がある。

（※1）各種費用は、税抜きの金額を示す。
（※2）費用欄のその他について、振込は振込手数料等、審査は会場構築費等、申請サポートはＯＡ機器費等、コールセンターは通信費等、システム等はライセンス費等、広告は広告媒体費等を示す。
（出所）中小企業庁の「中間検査報告書」及び「確定検査報告書」に基づき作成

められた間接経費（（「人件費」＋「事業費」）×一般管理費率（上限 10%）で算出される）。

[38] 中間検査は、事業終了前に必要に応じて行う検査で、事業期間中に経理処理手順や社内統制の体制等を確認することにより、年度末における委託額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的として行った。同検査は契約予定金額１億円以上の事業者を対象に、中小企業庁の検査チームと第三者専門家（公認会計士等）が実施した（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jizokuka20201012.pdf?1012>）。

[39] 確定検査は、事業終了後、実績報告を受けた後において行う検査で、実績報告書に基づき、事業の成果、経理処理の反映状況等を確認し、当該検査を以て委託費の額が確定するものである。４次請までの支出実績額１億円以上の事業者は中小企業庁が検査し、契約額１億円未満の事業者及び５次請以下の契約額１億円未満以上の事業者は公認会計士が監査を実施した（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jizokuka20210812.pdf?0819>）。

なお、会計検査院による2021年11月の「令和２年度決算検査報告」（持続化給付金事業の実施状況等）[40]では、例えば、①契約締結に際して再委託等を禁止する業務の範囲を具体的に整理し受託者が当該業務を再委託等していないか確認すること、②再委託比率が大幅に高くなる見込みの場合にその承認に向けた手続を慎重に行い結果の記録を残すこと、③主要業務については国が容易に管理できる範囲の事業参加者にとどめて実施させる工夫を行うこと等が示された。

このほか、経済産業省はこの問題をめぐり、同省予算に関する契約や補助金等の執行手続等の在り方を検討し、適切な予算執行を確保する観点から、外部有識者で構成される「調達等の在り方に関する検討会」（2020年６月）を設置した。同検討会が2021年１月に公表した報告書[41]には、調達等の各プロセスにおける留意事項が示されており、一時支援金、月次支援金及び事業復活支援金における事務事業は、同報告書の内容も踏まえて実施されてきた（図表12）[42]。

図表12　調達等の在り方に関する検討会の報告書のポイント

■見直しの対象となる事業範囲
「多数」の事業者に国費を支出する「大規模事業」（予算額ベースで事業費10億円以上又は事務局経費１億円以上）で、事業に「緊急性」（直ちに事業を開始する必要性が極めて高い）がある委託事業、間接補助事業（※1）、基金事業（※2）について、新たにルールを適用
■入札公告前から落札者決定まで
○**入札公告前の事前接触**：事業者に提供する関係資料の事前公表、複数職員による接触や事業者との接触時間に係る実質的な公平性の確保、接触記録の作成、保存の義務付け ○**審査の透明性確保**：契約者名、金額、審査委員の属性、全応札者名、採点結果、評価コメントを公表（応札者が二者の場合は採択者の選定理由を具体的に公表する） ○**入札参加資格**：柔軟に資格等級Ａ～Ｄまでの事業者の入札を認める、決算公告の実施を含む法令遵守について入札の際に事業者に宣誓を要求（当該宣誓がない場合は失格とする） ○**再委託・外注比率の低減**：分割発注の検討を義務付け、ＪＶ方式（※3）の入札参加を許容 ○**再委託・外注体制の適切性の確認**：「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理の再委託」の禁止、再委託費率が50％を超える場合の理由の明確化と受託者の事業実施に係るガバナンスの確認、再委託・外注の適切性を外部有識者が事後評価する手続を規定
■落札者決定後
○**再委託・外注に関する費用の適切性の確認**：国が再委託・外注費の内訳やその信憑を直接確認できるよう契約に規定、グループ企業であることのみを選定理由とする再委託・外注は認めない、再委託・外注費の適切性を外部有識者により事後評価する手続を規定 ○**履行体制図・情報管理体制**：事業開始時と事業完了後に履行体制図を対外的に公表（事業実施期間中の変更は事業規模１億円以上の再委託・外注先について提出を求める） ○**一般管理費率と算出基礎の見直し**：各事業者（委託者、再委託先、外注先）は、それぞれ自ら実施する事業の一般管理費を計上、一般管理費の上限比率を10％から８％に引下げ ○**確定検査方法**：再委託・外注費用の内訳やその信憑の確認を必須化、中間検査の原則実施

[40] 会計検査院ウェブサイト<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary02/pdf/fy02_tokutyou_06.pdf>
[41] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/hokokusho.pdf>
[42] 例えば、一時支援金・月次支援金、事業復活支援金の各事業では、契約者名・金額、履行体制図等が公表されている。

■間接補助金公募における競争性確保
○**間接補助金の事務局公募における一者応札回避ルールの設定**：公募期間は原則20日以上、前年度一者応札だった案件は公募期間の20日以上の確保や参加者を増やす工夫（声かけ等）等の実施、複数年にわたり一者応札かつ同一事業者の採択の案件について外部監査人による一者応札改善の取組状況の点検等を実施

（※1）間接補助事業：独立行政法人運営費交付金のうち、執行団体を通じて交付される間接補助事業（例：ものづくり補助金、持続化補助金、ＩＴ導入補助金）
（※2）基金事業：令和２年度第３次補正予算以降に措置されたもの（例：中小企業等事業再構築促進事業）
（※3）ＪＶ（ジョイントベンチャー）方式：対象事業を共同して行う事を目的として複数の共同事業実施者により構成される組織(共同事業体)による事業実施方式
（出所）調達等の在り方に関する検討会「報告書」に基づき作成

３．資金繰り支援

3-1．主な資金繰り支援の活用概況

（１）経緯・概要[43]

コロナ禍の影響を踏まえ、中小企業庁は2020年３月にセーフティネット保証４号の全国指定[44]及び同５号の対象業種拡大[45]を図るとともに、危機関連保証[46]や政府系金融機関[47]による実質無利子・無担保融資（いわゆる「ゼロ・ゼロ融資」）を開始した。また、同年５月には、政府系金融機関への融資申込みの急増を考慮し、民間金融機関によるゼロ・ゼロ融資を開始し、その後も、ゼロ・ゼロ融資の融資上限額を増やす等の対応を行ってきた。このほかにも、財務状況の悪化した事業者を支援するため、2020年８月に新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン[48]を開始し、また、2021年４月には、業績の悪化した中小企業に対する

---

[43] コロナ禍当初の資金繰り支援の経緯や概要等については、柿沼重志・加藤史憲・谷合まどか「コロナ禍における中小企業向け支援策の概要と課題」『経済のプリズム』No.190（2020.9）24～33頁等で詳しく紹介しているため、そちらも併せて参照されたい。

[44] セーフティネット保証４号（ＳＮ４号）は、幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100％を保証する制度であり、2020年３月に全都道府県が保証対象地域として指定された（現在も全都道府県が指定されている（中小企業庁ウェブサイト<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm>））。

[45] セーフティネット保証５号（ＳＮ５号）は、特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円。ただしＳＮ４号と同枠）で借入債務の 80％を保証する制度であり、2020 年５月に全業種が保証対象業種に指定された（全業種の指定は 2021 年７月末まで。現在の指定状況は、中小企業庁ウェブサイト<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm>参照）。

[46] 危機関連保証は、突発的な事象により資金繰りＤＩ等がリーマンショック時や東日本大震災等と同程度に短期的かつ急速に低下することにより、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として実施を必要と認める場合に期限（原則１年以内）を区切って実施する制度であり、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証するものである。2020年３月に初めて発動され、2021年12月末まで全国・全業種が保証対象とされた。

[47] （株）日本政策金融公庫（日本公庫）や（株）商工組合中央金庫（商工中金）等。

[48] 資本性劣後ローンは、借入金でありながら民間金融機関等の債務者の評価において、自己資

金融機関による経営改善に向けた伴走支援や早期の事業再生を後押しすることを目的とした新たな信用保証制度を措置するなど、様々な内容の資金繰り支援を継続的に実施してきた（図表13）。

これまでの各種の資金繰り支援について、政府は、「感染状況や経済状況が見通せない中、新型コロナの影響を受けた多くの中小・小規模事業者の資金繰りや事業継続を支え、成果を上げてきた」との評価[49]を示している。

図表13　主な中小企業向けの資金繰り支援（※1）

■政府系金融機関によるゼロ・ゼロ融資【2020年３月～2022年９月末終了（予定）】
日本公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（コロナ特別貸付、※2）もしくは「新型コロナウイルス対策マル経融資」（コロナマル経、※3）又は商工中金の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（危機対応融資、※4）等により借入れを行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者等に対して、最長３年間分の利子相当額を一括助成（既往債務の借換も実質無利子化の対象となる）
【適用対象】①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）：要件なし、②小規模企業者（法人企業者）：最近１か月の売上高等が前４年のいずれかの年の同期と比較して▲15%、③中小企業者等（①、②を除く）：同▲20% **【利子補給対象上限額】**中小事業・商工中金等：**３億円（制度創設時は１億円）**＊新規融資と既往債務の借換との合計金額、**【据置期間】**５年以内、**【担保】**無担保
■民間金融機関によるゼロ・ゼロ融資【2020年５月～2021年３月末終了】
都道府県等による制度融資（※5）において、ＳＮ４号・ＳＮ５号、「危機関連保証」のいずれかを利用した場合、売上減少要件を満たしていれば、保証料補助（全融資期間）や利子補給（当初３年間）を実施（既往債務の借換も実質無利子化の対象となる）
【適用対象】①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）：売上高▲５％で保証料ゼロ・金利ゼロ、②小・中規模事業者（①を除く）：売上高▲５％で保証料１／２（金利の免除はない）、売上高▲15%で保証料ゼロ・金利ゼロ **【融資上限額】6,000万円（制度創設時は3,000万円）**、**【据置期間】**５年以内、**【担保】**無担保
■新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン【2020年８月～】
日本公庫等及び商工中金が、民間金融機関の債務者区分評価において自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給
【貸付対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する事業者 ①Ｊ-Startup(※6)に選定された者又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた者 ②中小企業活性化協議会の関与のもとで事業再生を行う者等 ③事業計画書を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築されている者（原則として融資後概ね１年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること等） **【貸付上限額】**中小事業・商工中金：**別枠10億円（制度創設時は7.2億円）** **【利率】**当初３年間一律(0.5%)、４年目以降は直近決算の業績に応じ変動(2.6%～2.95%。４年目以降赤字の場合は0.5%)、**【据置期間】最大20年（期限一括償還）**、**【担保】**無担保

本とみなすことが可能なローンの供給であるため、財務基盤の強化につながり、民間金融機関から追加融資を受けやすくなるという効果が期待できる。

[49] 第208回国会参議院財政金融委員会会議録第２号３頁（2022.3.8）

■伴走支援型特別保証制度【2021年４月～】
一定の要件を満たした中小企業者等が、経営行動計画書を作成して金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅引下げ
【保証対象】売上▲15％以上のほか、原則セーフティネット保証４号・５号の認定を受けていること、経営行動計画書を作成すること、金融機関が継続的な伴走支援をすること **【保証限度額】**6,000万円（制度創設時は4,000万円）、**【保証期間】**10年以内、**【据置期間】**５年以内、**【保証料率】原則0.2％（補助前は原則0.85％）**、**【金利】**金融機関所定
○経営改善サポート保証制度（感染症対応型）【2021年４月～】
中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を延長するとともに、信用保証料の事業者負担を大幅引下げ
【保証限度額】２億8,000万円（一般の普通・無担保保証と別枠）、**【保証期間】**15年以内、**【据置期間】**５年以内、**【保証料率】0.2％（補助前は原則0.8％又は1.0％）**、**【金利】**金融機関所定、**【保証割合】**責任共有保証（80％保証。ただし、ＳＮ５号等からの借換は100％保証）

（※1）上表はいずれも**2022年８月末時点**における支援内容を示している。なお、申込期限について、政府系金融機関によるゼロ・ゼロ融資は2022年９月末まで、ＳＮ４号・ＳＮ５号は同年12月末まで、新型コロナウイルス対策資本性劣後ローンは2023年３月末までとされている。

（※2）（※4）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（コロナ特別貸付）、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（危機対応融資）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高が減少している者に対し、日本公庫等及び商工中金が、信用力や担保によらず一律金利で貸付けを行い、融資後の３年間まで0.9％の金利引下げ（中小事業基準金利1.08％→0.18％。４年目以降は基準金利）を実施する制度。
【融資限度額】中小事業・商工中金：**６億円（別枠）（制度創設時は３億円）**、**【貸付期間】**20年以内、**【据置期間】**５年以内、**【利下げ限度額】**中小事業・商工中金：３億円、**【担保】**無担保

（※3）日本公庫等の「新型コロナウイルス対策マル経融資」（コロナマル経）は、商工会議所等による経営指導を受けた売上高が減少した小規模事業者に対し、無担保・無保証人で貸付けを行う制度。
【融資限度額】別枠1,000万円、**【金利】**当初３年間は所定金利▲0.9％（所定金利1.23％→0.33％。４年目以降は所定金利）、**【担保】**無担保

（※5）地方公共団体が指定する金融機関と信用保証協会が連携し、信用保証料や利率を補助する融資制度。

（※6）経済産業省等が2018年６月に立ち上げたグローバルに活躍するスタートアップを創出するための育成支援プログラムの選定企業であり、官民による集中支援が行われている。

（出所）経済産業省資料等に基づき作成

（２）活用実績

ア　政府系金融機関・民間金融機関によるゼロ・ゼロ融資等

政府系金融機関（日本公庫及び商工中金）のコロナ関連の融資承諾件数は、2020年３月のゼロ・ゼロ融資の創設直後に申込みが急増した。日本公庫及び商工中金ともに同年５月をピークに、その後９月以降は概ね横ばいで推移し、2022年６月26日時点における政府系金融機関による融資承諾件数は約108.1万件（日本公庫：約104.3万件、商工中金：約3.7万件。累積融資金額は約20兆円）に上り、このうちゼロ・ゼロ融資の融資承諾件数は約104万件（累積融

資金額は約19兆円）となり、その大部分を占めていたとされる（図表14）[50]。

図表14 日本公庫（左図）及び商工中金（右図）の融資承諾件数の推移

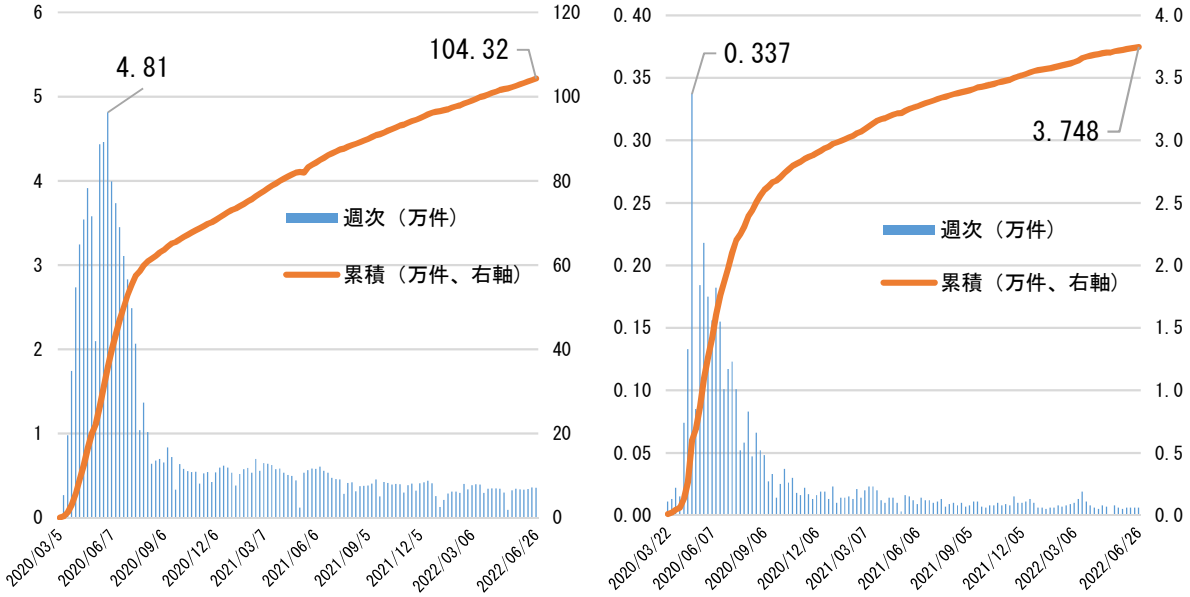

（※）融資承諾件数は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を経て融資を承諾した件数であり、コロナ特別貸付のみでなく、広く新型コロナウイルス感染症関連の融資に係る承諾件数を含む。
（出所）中小企業庁資料に基づき作成

一方、民間金融機関によるゼロ・ゼロ融資の融資承諾件数は約137万件、融資総額は約23兆円となっている（2021年３月末時点で申請受付終了）[51]。この点、信用保証協会による信用保証全体の保証承諾件数について見ると、セーフティネット保証４号及び５号、危機関連保証に加え、民間金融機関によるゼロ・ゼロ融資の各制度が相次いで導入されて以降、信用保証協会の保証承諾件数は急増し、2021年３月の民間金融機関のゼロ・ゼロ融資終了前にも保証承諾件数の増加が見られ、2022年６月末時点において、約201万件（累計保証金額約38兆円）に達している（図表15）[52]。

[50] 中小企業庁の担当課より筆者が聞き取ったものである（以下、本節ア、イ、ウの実績について同じ）。なお、2022年３月末時点の実質無利子化に係る利子補給事業の交付決定件数は約72万件、交付決定額は約1,167億円とされている（中小企業基盤整備機構「（令和４年度）中小機構総合ハンドブック」68頁）。
[51] なお、2022年３月末時点の実質無利子化に係る利子補給事業の交付決定額は約2,788億円とされている（中小企業基盤整備機構「（令和４年度）中小機構総合ハンドブック」68頁）。
[52] なお、同時点におけるＳＮ４号・ＳＮ５号の保証承諾件数は約117万件（累計保証金額約20兆円）、危機関連保証の保証承諾件数は約68万件（累計保証金額は約14兆円）となっている。

図表15　信用保証協会の保証承諾件数の推移

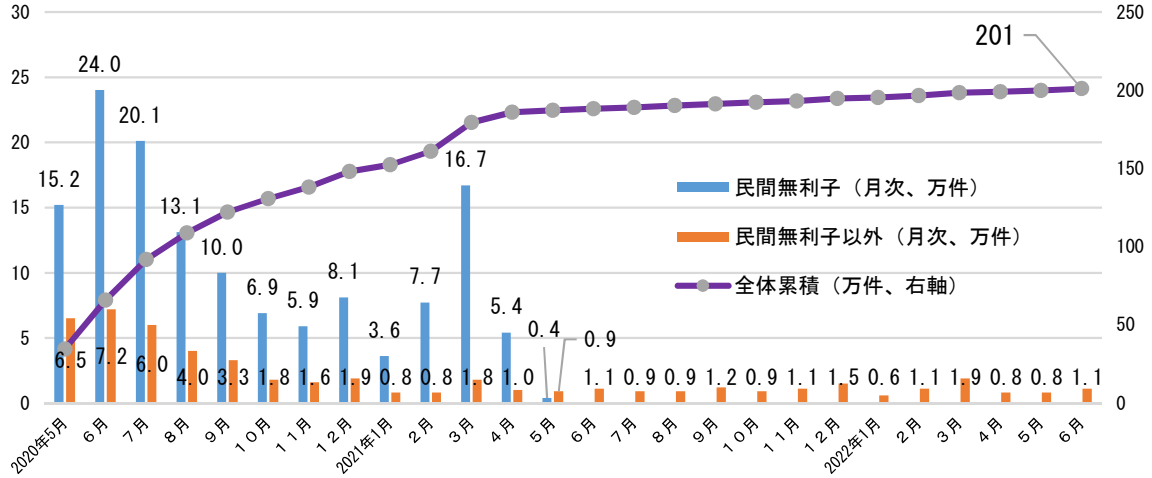

（※）「民間無利子」とは、民間金融機関における実質無利子・無担保制度の活用に伴う保証申込を指す。
（出所）中小企業庁資料に基づき作成

イ　新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン

新型コロナウイルス対策資本性劣後ローンは、2020年８月に取扱いを開始し、2022年６月末時点における利用実績は、約7,240件（累計融資金額：約１兆円）[53]となっている（図表16）。

図表16　資本性劣後ローンの融資承諾件数の推移

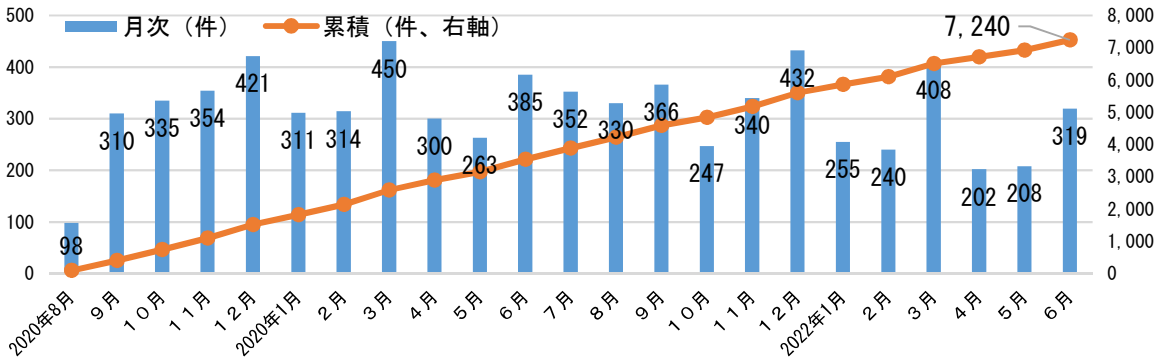

（※）日本公庫及び商工中金における資本性劣後ローンの融資承諾件数を集計している。
（出所）中小企業庁資料に基づき作成

ウ　伴走支援型特別保証制度、経営改善サポート保証制度（感染症対応型）

2022年６月末時点の伴走支援型特別保証制度の保証承諾件数は、約7.1万件（累積保証金額約1.3兆円）、経営改善サポート保証の保証承諾件数は、2022

[53] この点、金額ベースでは、年換算で2019年度の通常の資本性劣後ローンの利用実績と比較して約10倍となっているとの報告もある（中小企業政策審議会金融小委員会「ウィズコロナ・ポストコロナの間接金融のあり方について（中間取りまとめ）」（2022.6.6）参考資料１　５頁）。

年６月末時点1,484件（累積保証金額約450億円）となっている（図表17）。

図表17　伴走支援型特別保証制度（左図）、経営改善サポート保証制度（右図）の活用状況

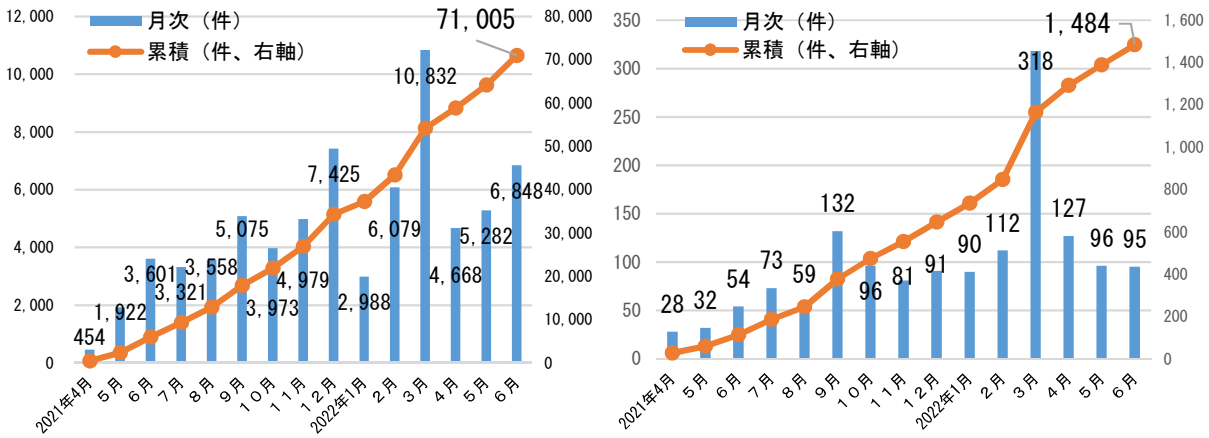

（出所）中小企業庁資料に基づき作成

3-2. 中小企業の資金繰り環境と過剰債務問題

（１）資金繰りＤＩと貸出態度ＤＩの推移

コロナ禍の中小企業の資金繰り環境は、政府の積極的な資金繰り支援により、製造業及び非製造業ともに、「良い」の割合が「悪い」の割合を上回って推移した。しかし、コロナ禍の悪影響を受けた宿泊・飲食サービスは「悪い」の割合が大幅に高い水準にある。一方、金融機関の貸出態度についても、「緩い」の割合が「厳しい」の割合を上回って推移したが、民間金融機関によるゼロ・ゼロ融資が終了した2021年４月以降、全体的に横ばいで推移する中、宿泊・飲食サービスについては「厳しい」の割合が「緩い」の割合を上回っている（図表18）。

図表18　資金繰りＤＩ（左図）と貸出態度ＤＩ（右図）の推移

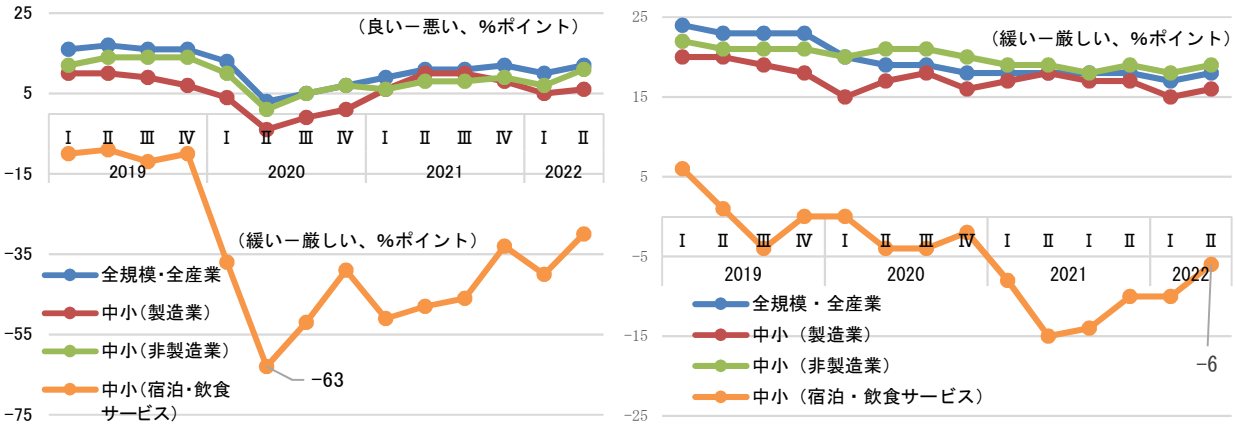

（備考）・中小企業：資本金2,000万円以上１億円未満の企業を示す。
・Ⅰ：各年３月調査、Ⅱ：各年６月調査、Ⅲ：各年９月調査、Ⅳ：各年 12 月調査による結果を示す。
（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」に基づき作成

（２）中小企業向け貸出残高と中小企業の財務状況

図表19のとおり、これまで増加傾向にあった中小企業向け貸出残高は、政府系金融機関及び民間金融機関のいずれも2020年末に前年度から大きく増加し、2021年末は過去10年間のトレンドで見ても最も多くなっている。なお、業種別に見た場合、全体的に貸出残高の対前年度増加率が高い状況にあったが、コロナ禍で苦境が続く非製造業のうち、特に、宿泊業、飲食業、生活関連サービス業・娯楽業において、その増加率が高くなっている（図表20）。

図表19　金融機関業態別の中小企業向け貸出残高の推移

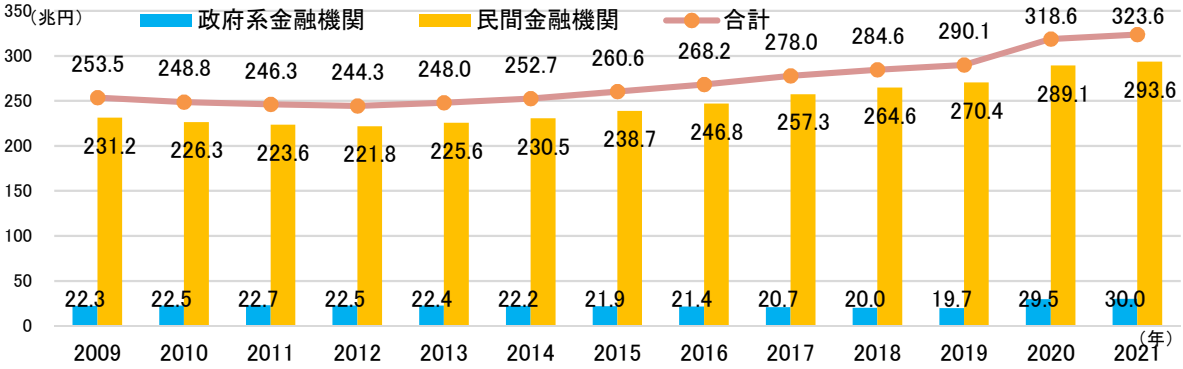

（注）各年第４四半期末の中小企業向け貸出残高を集計。政府系金融機関は日本公庫（中小事業・国民事業）の貸付残高及び商工中金の貸付残高を、民間金融機関は国内銀行勘定・国内銀行信託勘定他における中小企業向け貸出残高及び信用金庫・信用組合の貸付残高をそれぞれ合算したもの。
（出所）中小企業庁「2022 年版中小企業白書」（2022.4）Ⅱ－57 頁等に基づき作成

図表20　主な業種別の中小企業向け貸出残高の推移

	2020.3		2021.3		2022.3	
	残高	増減率	残高	増減率	残高	増減率
中小企業	213.9	2.3%	226.8	6.0%	231.1	1.9%
製造業	30.1	5.3%	31.5	4.8%	29.7	-5.8%
非製造業	183.9	1.8%	195.2	6.2%	201.4	3.2%
建設業	9.6	-0.5%	11.3	16.7%	11.5	2.0%
不動産業	78.4	2.9%	80.8	3.1%	84.1	4.0%
運輸業、郵便業	10.2	0.8%	11.2	9.1%	11.3	0.8%
卸売業	15.8	-1.7%	16.4	4.0%	16.6	1.3%
小売業	8.6	5.5%	9.9	14.8%	10.2	2.9%
宿泊業	1.8	1.4%	2.1	19.0%	2.1	0.0%
飲食業	1.8	4.2%	2.4	36.4%	2.4	-2.3%
生活関連サービス業、娯楽業	2.9	-1.9%	3.4	17.2%	3.6	5.9%
医療・福祉	8.7	-1.2%	9.3	7.4%	9.2	-0.7%

（注）単位：兆円。卸売業：資本金１億円以下又は常用従業員100人以下、小売業・飲食業：資本金500万円以下又は常用従業員50人以下、それ以外：資本金３億円以下又は常用従業員：300人以下の企業。なお、上表は、民間金融機関における国内銀行（銀行勘定・信託勘定・海外店勘定（国内向け））の推移のみを示しており、図表19の中小企業向け貸出残高の合計と合致しないことに留意されたい。
（出所）日本銀行「貸出先別貸出金」に基づき作成

中小企業の財務状況を見ると、2020年度は金融機関からの借入金が大きく増加する中にあったが、同時に現預金も大きく増加し、結果としてネット有利子負債残高[54]は前年度から減少した。ただし、2021年度は金融機関からの借入金が増加した一方で、現預金は微増にとどまり、同年度末のネット有利子負債残高は前年度から増加し、コロナ禍前の2019年度末の水準を上回った（図表21）[55]。

また、企業の財務状況の健全性を推測し得る自己資本比率[56]について見ると、コロナ禍の悪影響を特に強く受けた非製造業において、悪化の傾向が見られたが、2021年４～６月期を底に回復基調で推移している（図表22）。

図表21　中小企業の現預金、金融機関借入金、社債及びネット有利子負債の各残高の推移

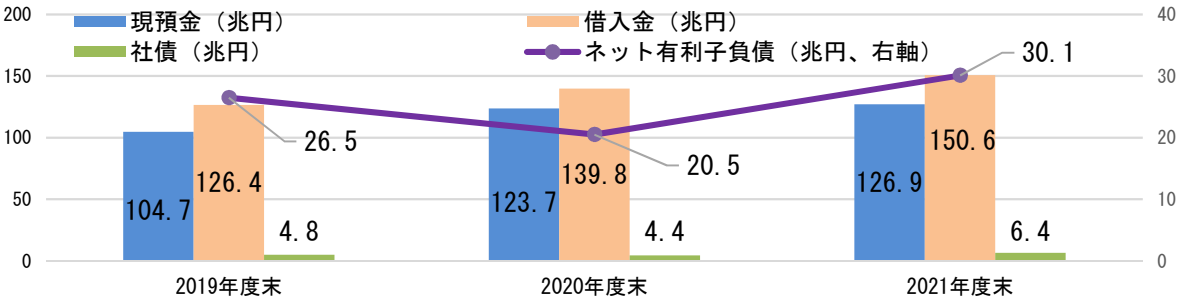

（注）資本金１千万円以上１億円未満の企業を中小企業として集計。
（出所）財務省「法人企業統計調査」に基づき作成

図表22　中小企業の自己資本比率の推移

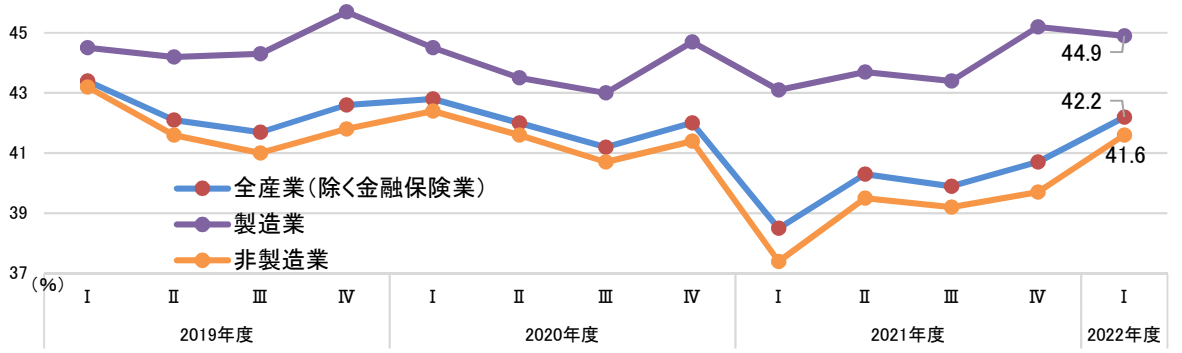

（注）資本金１千万円以上１億円未満の企業を中小企業として集計。
（出所）財務省「法人企業統計調査」に基づき作成

---

[54] 有利子負債残高（金融機関借入金と社債の合計）から現預金残高を差し引いた額であり、企業が返済すべき債務である負債のうち、企業が利息（金利）を付けて返済する必要があるもの。
[55] この点について、コロナ禍の初年度に当たる2020年度は中小企業が保守的に手元資金を積み増した一方で、コロナ禍の２年目に当たる2021年度は業績悪化への警戒感が和らいだことから、再びネット有利子負債残高が増加したとの指摘がなされている（谷口栄治「コロナ禍を経て中小企業財務はどう変化したか」『日本総研サーチ・フォーカス』No.2022-021（2022.7）10頁）。
[56] 自己資本比率は、総資本に占める自己資本（資本金、利益剰余金等）の割合を示す。自己資本比率が高い場合には、総資本の中の返済しなければならない負債（他人資本）によってまかなわれている部分が少なく、健全性が高いとされる。

（３）過剰債務問題

一方、政府の継続的な資金繰り支援の結果、融資等が受けやすくなったことにより借入れがかさみ返済が困難となる、いわゆる「過剰債務」の状態に陥いる中小企業が増えることが懸念された。とはいえ、企業が有する負債が過剰であるかどうかを個々に特定・判断することは困難であり、そのための明確な指標も存在しない[57]。以下、企業の過剰債務の状況を推測し得る指標を紹介する。

ア　債務に対する企業の認識

（株）東京商工リサーチによる「過剰債務に関するアンケート」によれば、これまでの８回のいずれの調査[58]においても、中小企業の３割超が過剰債務を実感している旨が報告され、その過半数以上はコロナ後に過剰感を感じている企業となっている（図表 23）。なお、業種別に見た場合、道路旅客運送業、宿泊業、飲食店、娯楽業など対面型のサービス業が上位を占めている[59]。

図表23　コロナ前後における中小企業の債務に対する認識

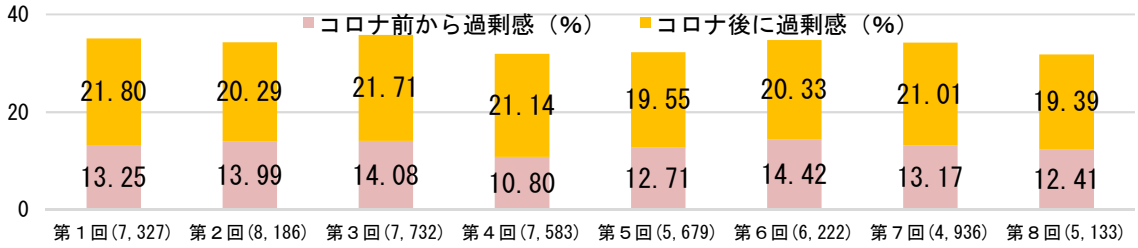

（注）横軸（調査回次）について、括弧内の数字は、アンケートへの回答企業数を示す。
（出所）（株）東京商工リサーチ第１回～第８回「過剰債務に関するアンケート調査」に基づき作成

イ　コロナ融資後倒産

（株）帝国データバンクによる調査によれば、官民双方の金融機関によるゼロ・ゼロ融資を受けた後に倒産した「コロナ融資後倒産」件数は、2021年８月に累計100件、2022年２月に累計200件を超えた後、2022年６月に累計362件に達しており、特にゼロ・ゼロ融資の取扱いが開始してから３年目に当たる2022年３月以降の倒産が急増している（図表24）[60]。こうした動きについて、

---

[57] 植杉威一郎著『中小企業金融の経済学』（日本経済新聞出版、2022）39 頁
[58] 第１回は 2021 年４月 15 日公表、第２回は 2021 年６月 14 日公表、第３回は 2021 年８月 17 日公表、第４回は 2021 年 10 月 15 日公表、第５回は 2021 年 12 月 17 日公表、第６回は 2022 年２月 22 日公表、第７回は 2022 年４月 18 日公表、第８回は 2022 年８月 16 日公表である。
[59] （株）東京商工リサーチウェブサイト<https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220816_02.html>
[60] （株）帝国データバンクの「コロナ融資後倒産動向調査」（2022.6.8）<https://www.tdb.co.

（株）帝国データバンクは、ゼロ・ゼロ融資など各種の事業者支援策は、これまで多くの事業者の事業継続を支えてきたが、業績の立て直しがままならないまま、既にコロナ融資を運転資金などで使い切っているケースも多く、こうした中で返済開始の期限が迫る企業も増えており、返済原資の確保や金融機関から追加の融資も難しい中小企業において、最終的に資金繰りに行き詰り事業継続を諦めるケースが目立ち始めている旨を指摘している[61]。

図表24　コロナ融資後倒産の月別発生件数の推移

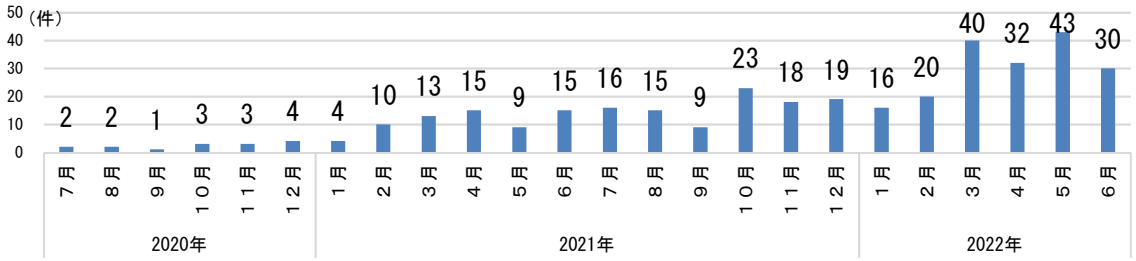

（注）コロナ融資後倒産：法的整理（倒産）となった企業のうち、政府系金融機関および民間金融機関による「無利子・無担保融資（ゼロ・ゼロ融資）」を受けたことが判明した倒産。
（出所）（株）帝国データバンク「全国企業統計集計2022年上半期報」（2022.7.8）に基づき作成

ウ　代位弁済

（一社）全国信用保証協会連合会が公表している代位弁済[62]の実績について見ると、代位弁済の件数及び金額ともに増加基調にあり、企業の返済能力が落ちてきていることが推察される状況にある（図表25）。

図表25　代位弁済の月別推移

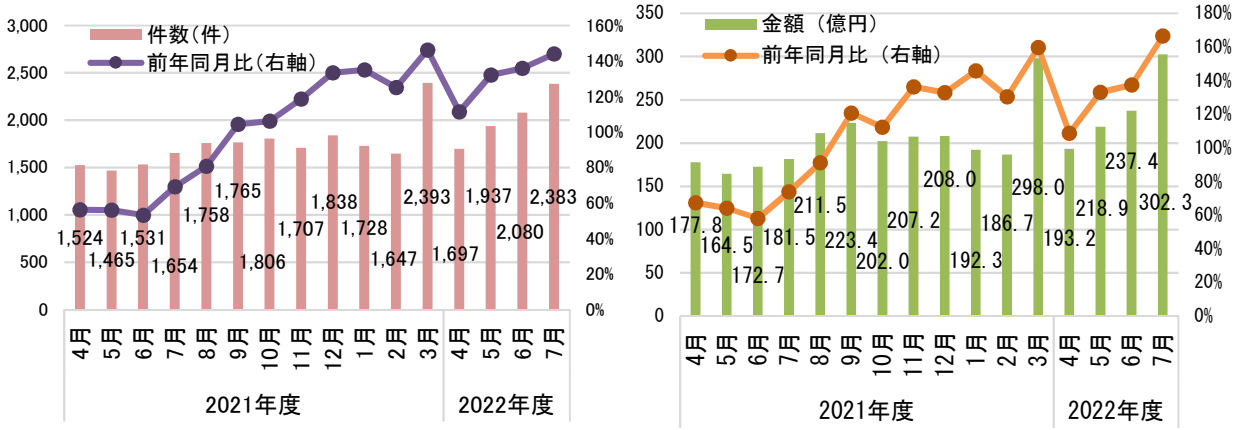

（出所）（一社）全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」に基づき作成

---

jp/report/watching/press/pdf/p220604.pdf>、「全国企業統計集計 2022 年上半期報」（2022.7.8）<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/pdf/22kami.pdf>など。

[61]　（株）帝国データバンク「コロナ融資後倒産動向調査」（2022.6.8）２頁

[62] 信用保証付の貸付金等が、中小企業・小規模事業者の倒産などの事由により金融機関へ返済できなくなった場合に、信用保証協会が金融機関に対して貸付残額を支払うこと。

3-3. 過剰債務問題への対応

これまで政府は過剰債務問題の懸念を踏まえ、①資金繰りに窮する事業者に対する「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール」等の実施、②中小企業の円滑な事業再生に向けた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定、③債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジに向けた「中小企業活性化パッケージ」に基づく各種施策等に取り組んできた[63]。

（１）新型コロナ特例リスケジュール等

政府系金融機関によるゼロ・ゼロ融資開始直後の2020年４月、中小企業再生支援協議会（現：中小企業活性化協議会）[64]は、資金繰りに窮する事業者の資金返済を支援するため、「新型コロナウイルス特例リスケジュール計画」（以下「特例リスケ」という。）の策定支援を開始した。特例リスケは、事業改善の見通しが立っている事業者のみを対象とした「再生計画」の策定支援とは異なり、コロナ禍における事業環境の悪化により資金繰りに悩む中小企業を対象とし、既存の借入れに対する最長１年間の返済猶予に加え、資金繰り計画の策定支援や金融機関調整の支援等を行う点に特徴があり、2022年３月末の特例終了までに相談対応件数は累計7,420件に上り、4,353件の支援が完了[65]している（図表26）。

図表26　特例リスケに係る一次相談対応件数の推移

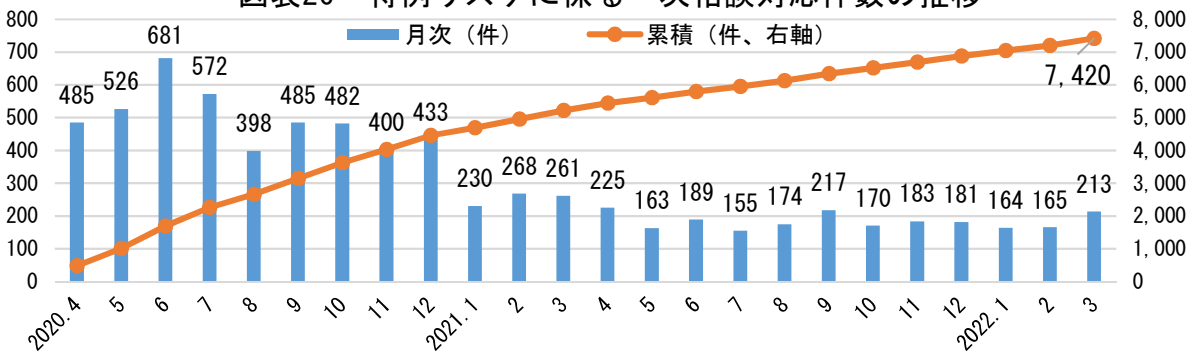

（出所）中小企業庁資料に基づき作成

---

[63] 過剰債務問題への対応等については、柿沼重志・加藤史憲・上谷田卓「中小企業の過剰債務問題と今後の政策の方向性」『経済のプリズム』No.205（2021.19）40～51頁等でも詳しく紹介しているため、そちらも併せて参照されたい。

[64] 中小企業の事業再生に向けた取組を支援する公的機関として2003年に設置（47都道府県）され、各協議会に事業再生に関する知識と経験を持つ専門家（公認会計士、税理士等）が常駐して相談等に対応している。同協議会は2022年３月の「中小企業活性化パッケージ」に基づき、「中小企業活性化協議会」に発展改組された（詳細は3-3.（３）で後述）。

[65] 中小企業庁ウェブサイト<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/download/202104_01.pdf>

また、政府は、官民双方の金融機関に対して、コロナ前の既往債務やコロナ禍におけるゼロ・ゼロ融資に関し、貸付条件の変更等について事業者の実情に応じて最大限迅速・柔軟に対応するよう、累次にわたり要請を行ってきた。その結果、2022年７月末時点における貸付条件の変更等の申込みに対する実行率は、官民いずれの金融機関においても約99％となっている[66]。一方、この実績に対し、相談段階ではねられている実態も見られ相談段階からフォローしていく必要がある旨の指摘があり、これに対して岸田総理は、「実態をまずしっかり把握し、どれだけ多くの方々に政策にアプローチして政策の効果を享受していただけているのか、相談段階から今一度確認をしてみたい」旨答弁している[67]。

（２）中小企業の事業再生等に関するガイドラインの策定

過剰債務の問題が懸念される中、裁判所を通じた「法的整理」を取らずに、企業が金融機関等の債権者と事前の協議を通じて事業再生を目指す「私的整理」を推進する動きが加速した[68]。私的整理の在り方については、債権者と債務者との円滑な合意に基づき債権放棄等を行うための手続を示す指標として、「私的整理に関するガイドライン[69]」が公表されているが、同ガイドラインは、中小企業による利用を排除していないものの、３年以内に債務超過を解消すること等の諸点で、中小企業の実態にそぐわず、使いにくいことが指摘されていた[70]。

こうした状況を踏まえ、2021年６月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について検討する」ことが示された[71]。これを受け、「中小企業の事業再生等に関する研究会」（事務局：（一社）全国銀行協会）が発足し、検討が進められた結果、2022年３月４日に「中小企業の事業再生等に関するガイ

---

[66] 財務省ウェブサイト<https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/fiscal_finance/torikumi/joukenhenkou_20220831.html>、金融庁ウェブサイト<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/kashitsuke/2207.pdf>

[67] 第208回国会参議院予算委員会会議録第13号33頁（2022.3.14）

[68] 当事者間による協議を通じた私的整理は、裁判所を通じた法的整理（破産、特別清算、民事再生、会社更生の各手続に基づく倒産処理）と比べ、倒産による事業価値の毀損や地域経済への悪影響を避けられる、事業規模や事業者の実態に合わせて手続を柔軟に進められる等といったメリットがある一方、協議結果に反対する債権者に対して法的拘束力がない等といったデメリットもある（松尾順介「事業再生の新たな潮流」『証券レビュー』(2010.1) 74～78頁)。

[69]「私的整理に関するガイドライン研究会」（事務局：（一社）全国銀行協会）が2001年に公表した。法的拘束力はないが、金融界・産業界・経営者間で広く依拠されている（(一社）全国銀行協会ウェブサイト<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news170331_3.pdf>)。

[70] 『朝日新聞』(2021.6.18)、『ニッキンオンライン』(2021.11.12)

[71] 内閣官房ウェブサイト<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>24頁

ドライン[72]」が公表され、2022年４月15日より適用が開始された。このガイドラインには、①中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」の各々の段階における中小企業者・金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化する「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」とともに、②より迅速かつ柔軟に中小企業者が事業再生等に取り組むための「中小企業版私的整理手続[73]」が示されている（図表27）。

図表27　中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方のポイント

「平時」における中小企業と金融機関の対応	
【中小企業の対応】 ・収益力の向上と財務基盤の強化 ・適時適切な情報開示等による経営の透明性確保 ・法人と経営者の資産等の分別管理 ・有事への段階的移行に対する予防的対応	**【金融機関の対応】** ・中小企業者の経営課題の把握・分析等 ・中小企業者への最適なソリューションの提案 ・経営情報等の説明を受けた場合の誠実な対応 ・有事への段階的移行に対する予兆管理
「有事」における中小企業と金融機関の対応	
【中小企業の対応】 ・経営状況と財務状況の適時適切な開示等 ・本源的な収益力の回復に向けた取組み ・事業再生計画の策定 ・有事における段階的対応	**【金融機関の対応】** ・事業再生計画の策定支援 ・専門家を活用した支援 ・有事における段階的対応
事業再生計画成立後のフォローアップ	
【中小企業の対応】 ・事業再生計画の実行に向けた取組み ・金融機関への適時適切な状況報告	**【金融機関の対応】** ・事業再生計画の達成状況の継続的なモニタリング（経営相談・経営指導による達成状況の適切な管理、外部環境の変化に応じた事業再生計画の見直しの要否の検討等）

（※）平時の対応は、中小企業版私的整理手続の利用に当たっての前提条件ではない。
（出所）「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等に基づき作成

同ガイドラインは、私的整理に関するガイドラインと比べ、「平時」及び「事業再生計画成立後のフォローアップ」の各々の段階における役割を新たに示した点や、独立・公平な立場の第三者支援専門家[74]が再生計画案の調査報告書を策定し事業再生プロセスを支援することを示した点が特徴的であるほか、中小企業の円滑な私的整理手続に向けて、再生計画案の各種要件等が緩和されている（図表28）。

---

[72] 私的整理に関するガイドラインと同様に、法的拘束力はないが、中小企業や債権者である金融機関等及びその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている（（一社）全国銀行協会ウェブサイト<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n030401/>）。
[73] ①再生型私的整理手続（収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じることで経営困難な状況に陥っており、自助努力のみによる事業再生が困難であること等）と②廃業型私的整理手続（過大な債務を負い、既存債務を弁済することができないこと又は近い将来において既存債務を弁済することができないことが確実と見込まれること等）の２つが示されている。なお、事業再生に関するガイドラインには②の手続に係る言及はない。
[74] 再生実務経験を持つ弁護士、会計士等で（独）中小企業基盤整備機構による認定を得た者で、その候補者リストは（独）中小企業基盤整備機構ウェブサイト<https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/index.html>に公表されている。

図表28 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型私的整理手続の場合）」（上段）と「私的整理に関するガイドライン」（下段）の主な違い

■再生計画案における条件の扱い
○債務超過
・実質的に債務超過である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から**５年以内を目途に実質的な債務超過を解消する**内容とする（**企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。**）。
・実質的に債務超過であるときは、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から**３年以内を目処に実質的な債務超過を解消する**ことを内容とする。
○経常利益赤字
・経常利益が赤字である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね３年以内を目途に黒字に転換する内容とする（**企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。**）
・経常利益が赤字であるときは、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から**３年以内を目処に黒字に転換する**ことを内容とする。
○経営者責任
・中小企業者の規模や特性に照らし、経営規律の確保やモラルハザードの回避といった観点も踏まえつつ、**経営者の退任を必ずしも必須としない**。
・対象債権者の債権放棄を受けるときは、**債権放棄を受ける企業の経営者は退任することを原則**とする。
■元本返済（債務支払）の一時停止
・中小企業は、資金繰りの安定化のために必要があるときは、対象債権者に対して債務支払の一時停止の要請を行うことができ、**対象債権者は、中小企業が手続開始前から債務の弁済や経営状況・財務状況の開示等に誠実に対応し対象債権者との間で良好な取引関係が構築されている等の要件を充足する場合には、一時停止の要請に誠実に対応する**ものとする。
・債務者は主要債権者に対して、過去と現在の資産負債と損益の状況、及び経営困難な状況に陥った原因、並びに再建計画案とその内容などを説明するに足りる資料を提出する。**主要債権者は、債務者が提出した資料を精査し、債務者の説明を受けた上で、再建計画案の実行可能性があるかどうか等について検討して、「一時停止」の通知を発するのが相当かどうかを判断する。主要債権者が複数であるときは、一時停止の通知を発するかどうかの判断は、主要債権者全員の合意により行う**。

（出所）「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」、「私的整理に関するガイドライン」等に基づき作成

上記ガイドラインに関して岸田総理は、「今後、金融機関に、取引先の業況、地域経済への影響を丁寧に把握し、重点的に支援が必要な先を特定した上で、ガイドラインを積極的に活用し、事業者の再生支援に一層注力いただくことが必要である」と述べつつ、「増大する債務に苦しむ多くの中小企業の再生支援等を力強く進めるため、関係大臣が連携の上、金融機関への働きかけ、その取組状況のフォローをしっかりと行っていきたい」との姿勢[75]を示している。

[75] 第 208 回国会参議院予算委員会会議録第３号 21 頁（2022.2.25）

（３）中小企業活性化パッケージ等に基づく主な取組等

経済産業省は2022年３月４日、①資金繰り支援の継続・拡充、②増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を示した「中小企業活性化パッケージ[76]」を、また、同年９月８日には同パッケージに基づく取組の更なる加速を目指した「中小企業活性化パッケージＮＥＸＴ[77]」をそれぞれ公表した。このうち、②に基づく取組では、過剰債務問題への対応も念頭に、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）に応じた施策に加え（図表29）、各フェーズの一元的な支援に向け、中小企業再生支援協議会と経営改善支援センター[78]を統合して「中小企業活性化協議会」を設置し、同協議会をハブとして金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携して支援を実施していくこと等が示されている。

図表29 中小企業のフェーズに応じた主な支援策

■収益力改善フェーズ
○**認定経営革新等支援機関（※2）による伴走支援の強化**：①収益力改善に向けた計画策定に加え、同支援機関による計画実行状況のフォローアップや助言等を強化、②伴走支援を実施した場合に限り、経営改善計画策定支援事業（※3）における計画策定支援費用に対する支援（補助上限額：300万円）を実施する運用へと変更 ○**中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化**：ポストコロナを見据え、コロナ禍で緊急的に実施している特例リスケ支援を収益力改善支援にシフト ●**収益力改善支援実務指針の策定**：認定経営革新等支援機関向けに、収益力改善支援の実務指針を策定し、経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保
■事業再生フェーズ
○**中小企業再生ファンド（※4）の拡充**：（独）中小企業基盤整備機構が出資する中小企業再生ファンドの最大出資比率を引上げる（５割→最大８割）、コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンドの組成、ファンド空白地域の解消 ○**中小企業の事業再生等のガイドラインの策定**：①数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援（中小企業活性化協議会の増員体制（280名→380名）の継続及び地域金融機関等から100名規模のトレーニーの受入れによる地域の支援専門家の育成）、②ガイドラインに基づく計画策定費用の支援制度を創設（経営改善計画策定支援事業の新たな補助枠（補助率：2/3、補助上限：調査費用等300万円、計画策定支援費用300万円、伴走支援費用100万円）） ●また、①の中小企業活性化協議会に派遣するトレーニー制度について内容を拡充する ●**再生系サービサー（※5）の活用**：中小企業活性化協議会との連携による再生系サービサーを活用した支援スキームの創設

[76] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304006/20220304006.html>

[77] 経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220908001/20220908001.html>

[78] 経営改善支援センターは、中小企業の経営改善に向けた取組を支援するために、産業競争力強化法に基づき、各都道府県に設置されている公的機関である。

■再チャレンジフェーズ
○**経営者の個人破産回避のルール明確化**：個人破産回避に向け「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合に金融機関が誠実に対応するとの考え方を明確化 ●さらに、①再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を2022年中にとりまとめ、②融資先の廃業時等に「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理を行った割合を把握するなど、金融機関に対してよりきめ細かいフォローアップを行う ○**経営者の再チャレンジに向けた支援の強化**：①（独）中小企業基盤整備機構の人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大、②廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開等

（※1）中小企業活性化パッケージに基づく施策：○、中小企業活性化パッケージＮＥＸＴに基づく施策：●
（※2）中小企業経営強化法に基づき、税務、金融等に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上の個人、法人等を経営革新等支援機関として認定し、中小企業に対して専門性の高い支援を行っている。
（※3）金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業・小規模事業者を対象として、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、経営改善の取組みを促す支援制度。
（※4）債務超過に陥った企業の既往債務の買取、ハンズオン支援等の再生支援を実施するため、地域金融機関等とともに（独）中小企業基盤整備機構が出資して組成されるファンド。
（※5）金融機関等から委託を受け又は譲り受けて、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者。
（出所）「中小企業活性化パッケージ」及び「中小企業活性化パッケージＮＥＸＴ」に基づき作成

４．事業再構築補助金

4-1．概要

事業再構築補助金は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2020年12月８日閣議決定）に基づき、コロナ禍の影響が長期化し、需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代に対応するための事業再構築に係る取組を支援するものとして、2021月１月成立の令和２年度第３次補正予算（１兆1,485億円）で措置された。梶山経済産業大臣は事業再構築補助金の必要性について、「時代が大きく変わる中、ビジネスの様式も変わってくる。そういった流れに乗り遅れないようにフォローしていくことがこの事業の大きな目的であり、その目的の達成のためには、中小企業が積極的に新分野展開等に取り組んで新しい事業を通じて収益の拡大を実現することが重要である」旨説明[79]した。その後、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）に基づき、コロナ禍で業況が悪化した中小企業の成長の後押し等に向け、2021年12月成立の令和３年度補正予算で6,123億円、また、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（2022年４月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）に基づき、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰等の影響を受けた事業者の支援のために令和４年度予備費で1,000億円がそれぞれ追加措置された（予算総額約１兆8,608億円）。

[79] 第204回国会衆議院経済産業委員会議録第５号３頁（2021.4.2）

これまで、中小企業・中堅企業等[80]による「事業再構築指針」に示した事業再構築の取組[81]を対象とし、①一定割合以上の売上高又は付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）の減少があること（売上高（付加価値額）減少要件）、②一定割合以上の付加価値額の増加（付加価値額要件）を見込める事業計画を認定経営革新等支援機関[82]と共同[83]で策定すること（付加価値額要件）を始め、補助枠ごとに設定された補助要件に基づき実施されている（図表30）。

図表30　事業再構築補助金の各回公募の補助枠と主な補助要件

第１回・第２回	**通常枠**：事業再構築の取組を通じて規模拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援
	○**補助額【補助率】**：中小企業等：**100万円～6,000万円【2/3】**、中堅企業等：**100万円～8,000万円【**8,000万円以下の部分は**1/2**（4,000万円上限）、8,000万円超の部分は**1/3**(4,000万円上限)**】** ○**売上高減少要件**：申請前の直近６か月間（第２回は2020年10月以降の連続する６か月）のうち、任意の３か月の合計売上高が2019年又は2020年１月～３月の同３か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること ○**付加価値額要件**：補助事業終了後３～５年で付加価値額の年率平均3.0%以上又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること
	卒業枠：事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、３～５年の事業計画期間内に中小企業等から中堅・大企業等へ成長する中小企業等を支援（**400社限定**）
	○**補助額【補助率】**：**6,000万円超～１億円【2/3】** ○**売上高減少要件**及び**付加価値額要件**：通常枠と同じ ○**事業再編等要件**：事業計画期間内に事業再編、設備投資、グローバル展開のいずれかにより資本金・従業員を増やし中小企業等の定義から外れ中堅・大企業等に成長すること
	グローバルＶ字回復枠：事業再構築を通じコロナで大きく減少した売上をＶ字回復させる中堅企業等を支援（**100社限定**）
	○**補助額【補助率】**：**8,000 万円超～１億円【1/2】** ○**売上高減少要件**：通常枠と同期間における売上高が15%以上減少していること ○**付加価値額要件**：通常枠と同条件の年率平均が5.0%以上増加していること ○**グローバル展開要件**：グローバル展開を果たす事業（海外直接投資、海外市場開拓、インバウンド市場開拓、海外事業者との共同事業のいずれかの事業）であること

[80] 中小企業は一定の資本金又は従業員数を満たす中小企業基本法第２条第１項（例：製造業等は資本金３億円以下・従業員数 300 人以下）、中堅企業は資本金 10 億円未満又は従業員数 2,000 人以下の中小企業等経営強化法第２条第１項第６号～第８号に定める法人等をそれぞれ対象。
[81] 新分野展開、事業・業種・業態転換、事業再編を事業再構築として支援対象とする（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin.pdf>）。
[82] 中小企業経営強化法に基づき認定された機関であり、その一覧は、中小企業庁ウェブサイト<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>で公表されている。
[83] 通常枠、グリーン成長枠、緊急対策枠は、補助額 3,000 万円を超える案件については、認定経営革新等支援機関に加え、金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定することを条件としている。この点、政府は 3,000 万円以上の補助額の案件は金融措置が必要になることが想定され得ることから、あらかじめ金融機関と相談して事業計画を策定するよう義務付けることとした旨説明している(第 204 回国会衆議院経済産業委員会議録第３号５頁(2021.3.24))。

第１回・第２回	**緊急事態宣言特別枠**：令和３年の緊急事態宣言発令により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む中小企業等を支援
	○**補助額【補助率】**：①従業員数５人以下：**100万円～500万円**、②同６～20人：**100万円～1,000万円**、③同21人以上：**100万円～1,500万円【**中小企業等**3/4**、中堅企業等**2/3】** ○**売上高減少要件**：①申請前の直近６か月間（第２回は2020年10月以降の連続する６か月）のうち、任意の３か月の合計売上高が2019年又は2020年１月～３月の同３か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること、及び②令和３年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、令和３年１月～３月（第２回は１月～６月）のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（地域や業種は問わない） ○**付加価値額要件**：通常枠と同じ
第３回・第４回・第５回	**通常枠**
	（第３回公募から補助内容・売上高減少要件が変更・付加価値額減少要件が追加） ○**補助額【補助率】**：①従業員数20人以下：**100万円～4,000万円**、②同21～50人：**100万円～6,000万円**、③同51人以上：**100万円～8,000万円【**中小企業等**2/3**(6,000万円超は1/2)、中堅企業等**1/2**（4,000万円超は1/3)**】** ○**売上高（付加価値額）減少要件**：①2020年４月以降の連続する６か月間のうち任意の３か月の合計売上高が2019年又は2020年１～３月の同３か月の合計売上高と比較し10%以上減少（合計付加価値額の場合は15%以上減少）、②2020年10月以降の連続する６か月間のうち任意の３か月の合計売上高が2019年又は2020年１～３月の同３か月の合計売上高と比較し５%以上減少（合計付加価値額の場合は7.5%以上減少）していること
	大規模賃金引上枠【第３回公募で新設】：多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、生産性の向上を目指す中小企業等を支援（**150社限定**）
	○**補助額【補助率】**：従業員数101人以上：**8,000万円超～１億円【**中小企業等**2/3**（6,000万円超は1/2)、中堅企業等**1/2**（4,000万円超は1/3)**】** ○**売上高（付加価値額）減少要件**及び**付加価値額要件**：通常枠と同じ ○**賃金引上要件**：補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から３～５年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること ○**従業員増員要件**：補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から３～５年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%）増員させること
	卒業枠【第５回公募で終了】
	（第３回公募から売上高減少要件が変更・付加価値額減少要件が追加（通常枠と同じ)）
	グローバルＶ字回復枠【第５回公募で終了】
	（第３回公募から売上高減少要件が変更（通常枠と同期間における売上高が15%以上減少。ただし、付加価値額減少要件の代替適用はなし)）
	緊急事態宣言特別枠
	（第３回公募から売上高減少要件が変更・付加価値額減少要件が追加（通常枠と同じ)、宣言による売上高（付加価値額）減少要件が追加） ○**宣言による売上高等要件**：令和３年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、令和３年１月～８月（第４回及び第５回公募は令和３年１月～９月）のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少（合計付加価値額の場合は45%以上減少）していること
	最低賃金枠【第３回公募で新設】：最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等を支援
	○**補助額【補助率】**：①従業員数５人以下：**100万円～500万円**、②同６～20人：**100万円～1,000万円**、③同21人以上：**100万円～1,500万円【**中小企業等**3/4**、中堅企業等**2/3】** ○**売上高（付加価値額）減少要件**及び**付加価値額要件**：通常枠と同じ ○**最賃売上高等減少要件**：2020年４月以降の任意の月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少（付加価値額の場合45%以上減少）していること ○**最低賃金要件**：2020年10月から2021年６月までの間で３か月以上最低賃金＋30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

第６回・第７回	**通常枠**
	（第６回公募から補助内容・売上高（付加価値額）減少要件が変更） ○**補助額【補助率】**：①従業員数20人以下：**100万円～2,000万円**、②同21～50人：**100万円～4,000万円**、③同51～100人以上：**100万円～6,000万円**、④同101人以上：**100万円～8,000万円【**中小企業等**2/3**(6,000万円超1/2)、中堅企業等**1/2**（4,000万円超1/3)**】** ○**売上高（付加価値額）減少要件**：2020年４月以降の連続する６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が2019年又は2020年１月～３月の同３か月の合計売上高と比較して10%以上減少（合計付加価値額の場合は15%以上減少）していること
	大規模賃金引上枠
	（第６回公募から売上高（付加価値額）減少要件が変更（通常枠と同じ)）
	回復・再生応援枠【第６回公募で新設】：コロナの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等を支援
	○**補助額【補助率】**：①従業員数５人以下：**100万円～500万円**、②同６～20人：**100万円～1,000万円**、③同21人以上：**100万円～1,500万円【**中小企業等**3/4**、中堅企業等**2/3】** ○**売上高（付加価値額）減少要件**及び**付加価値額要件**：通常枠と同じ ○**回復・再生要件**：①2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少（付加価値額の場合は45%以上減少）していること、又は②中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること
	最低賃金枠
	（第６回公募から売上高（付加価値額）減少要件が変更（通常枠と同じ)）
	グリーン成長枠【第６回公募で新設】：研究開発・技術開発又は人材育成を行いながらグリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等を支援
	（過去に支援実績がある事業者も再度申請が可能（上限２回)、同一公募の重複申請は不可） ○**補助額【補助率】**：中小企業等：**100万円～１億円【1/2】**、中堅企業等：**100万円～1.5億円【1/3】** ○**付加価値額要件**：通常枠と同条件の付加価値額の年率平均が5.0%以上増加している ○**グリーン成長要件**：①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であって、その取組に関連する２年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと ○**別事業要件**：既に事業再構築補助金で取り組む補助事業とは異なる事業内容であること ○**能力評価要件**：既存の事業再構築を行いながら新たな取組を行う体制や資金力があること
	原油価格・物価高騰等緊急対策枠（緊急対策枠）【第７回公募で新設】：原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境変化の影響を受けている中小企業等を支援
	○**補助額【補助率】**：①従業員数５人以下：**100万円～1,000万円**、②同６～20人：**100万円～2,000万円**、③同21～50人：**100万円～3,000万円**、④従業員数51人以上：**100万円～4,000万円【**中小企業等**3/4**、中堅企業等**2/3】**（従業員数に応じて補助率が変動する） ○**緊急対策要件**：原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響により、2022年１月以降の連続する６か月間のうち任意の３か月の合計売上高が2019年～2021年の同３か月の合計売上高と比較して10%以上減少（合計付加価値額の場合は15%以上減少）し、コロナによって影響を受けていること ○**付加価値額要件**：通常枠と同じ

（※1）公募期間は第１回（2021年３月26日～４月30日)、第２回（2021年５月20日～７月２日)、第３回（2021年７月30日～９月21日)、第４回（2021年10月28日～12月21日)、第５回（2022年１月20日～３月24日)、第６回（2022年３月28日～６月30日)、第７回（2022年７月１日～９月30日)。

（※2）上表では補助枠ごとに満たすことが求められる要件を示している。なお、付加価値額減少要件は第３回公募から追加されており、同要件は売上高減少要件とともに、第６回公募以降緩和されている。

（※3）グリーン14分野は、①洋上風力・太陽光・地熱産業、②水素・燃料アンモニア産業、③次世代熱エネルギー産業、④原子力産業、⑤自動車・蓄電池産業、⑥半導体・情報通信産業、⑦船舶産業、⑧物流・人流・土木インフラ産業、⑨食料・農林水産業、⑩航空機産業、⑪カーボンリサイクル・マテリアル産業、⑫住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業、⑬資源循環関連産業、⑭ライフスタイル関連産業。

（出所）各回の公募要領等に基づき作成

なお、補助対象経費[84]については、交付決定日以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間（交付決定日から12か月以内又は採択発表日から14か月後の日まで）に支払いを完了したものを対象とし、交付決定前に事業開始された場合は原則交付対象とならないこととされた。ただし、第１回公募から第５回公募は2021年２月15日以降に、第６回公募から第７回公募は2021年12月20日以降に、それぞれ購入契約（発注）等を行った事業に要する経費については、補助対象経費とすることを認める「事前着手承認制度」が措置されている[85]。

4-2. 活用実績

これまで第１回から第６回公募まで終了しており、概ね４割～５割程度の申請案件が採択されている（図表31）。いずれの公募においても、通常枠の申請・採択件数が大部分を占めており、宣言枠（第５回公募で終了）も多数の活用が見られている。一方、Ｖ字枠（100社限定）の採択件数は１件、卒業枠（400社限定）の採択件数は106件にとどまっている（いずれも第５回公募で終了）。

図表31　第１回～第６回公募の申請・採択件数等

	第１回		第２回		第３回		第４回		第５回		第６回	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
通常枠	16,968	5,104	14,859	5,388	15,423	5,713	15,036	5,700	16,185	6,441	11,653	5,297
卒業枠	80	45	48	24	44	20	17	8	21	9	－	－
Ｖ字枠	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	－	－
宣言枠	5,181	2,866	5,893	3,924	4,351	2,901	4,217	2,806	4,509	3,006	－	－
大賃枠	－	－	－	－	20	12	12	6	13	8	9	5
最賃枠	－	－	－	－	469	375	391	290	306	243	252	216
回復・再生枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,933	1,954
グリーン枠	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	493	197
合計	22,231	8,016	20,800	9,336	20,307	9,021	19,673	8,810	21,035	9,707	15,340	7,669
採択額	2,189億円		2,226億円		2,208億円		2,208億円		2,437億円		－	
採択率	約36%		約49%		約44%		約45%		約46%		約50%	

（※）グローバルＶ字回復枠（Ｖ字枠）、緊急事態宣言特別枠（宣言枠）、大規模賃金引上枠（大賃枠）、最低賃金枠（最賃枠）、回復・再生応援枠（回復・再生枠）、グリーン成長枠（グリーン枠）。
（出所）事業再構築補助金事務局資料等に基づき作成

業種別の採択割合について見ると、全ての公募において、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」の割合が多くなっており、この３業種で

[84] 補助対象経費は、建物費、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、広告・販売促進費、研修費、海外旅費等。
[85] 事前着手を認める期間について、梶山経済産業大臣は、補助金の後押しで事業再構築に向けた思い切った投資が行われたという目的を達成し得る期間とした旨説明している（第204回国会衆議院予算委員会議録第14号39頁（2021.2.19））。

全体の約５割以上を占める状況が続いている（図表32）。また、採択金額の割合について見ると、金融機関（銀行、信金、ファンド等）が参加しての事業計画の策定が不要となる補助額100万円以上3,000万円未満の案件が全体の７割弱を占める結果となっている（図表33）。

図表32　第１回～第６回公募の業種別の採択割合

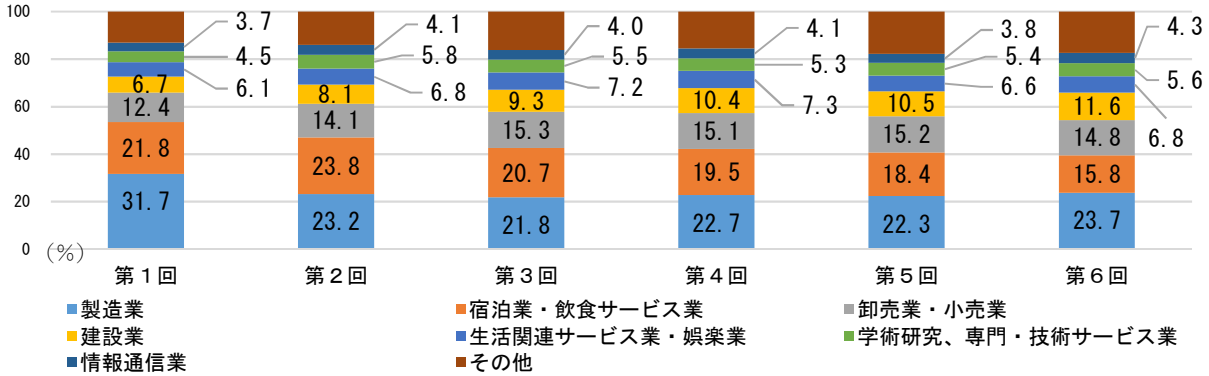

（※）採択案件数：第１回8,016件、第２回9,336件、第３回9,021件、第４回8,810件、第５回9,707件、第６回7,669件。
（出所）事業再構築補助金事務局資料に基づき作成

図表33　第１回～第６回公募の採択金額の割合

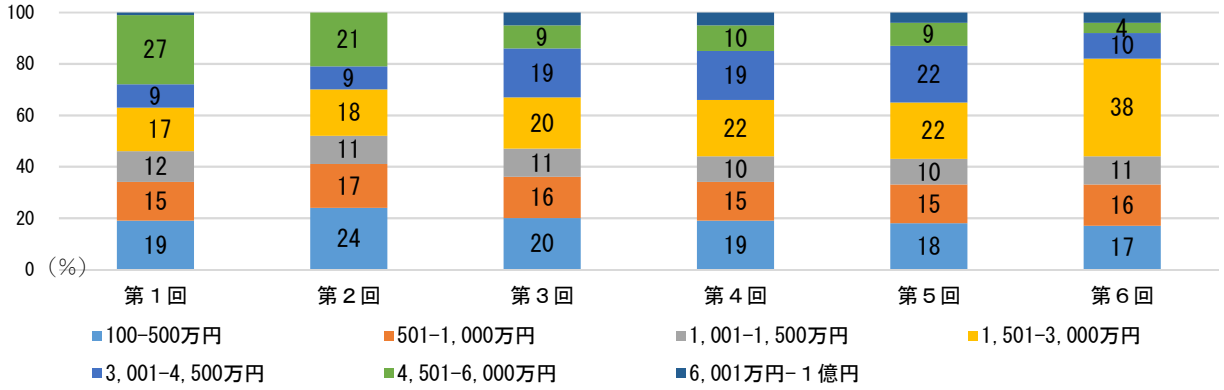

（※）採択案件数は図表32（※）と同じ。
（出所）事業再構築補助金事務局資料に基づき作成

4-3. 事業再構築をめぐる課題

（１）事業再構築補助金のリスクとフォローアップの在り方

事業再構築補助金の補助額（最大１億円）及び補助率（最大3/4）の大きさを受け、国会では失敗時のリスクの大きさを懸念する指摘が見られた。こうした指摘に対し、政府は、「失敗に対する補助が手厚いというような、失敗したケースだと更に自己負担分も支援が出るという設計はやりにくいことから、補助制度であることを念頭に補助率を維持していく」旨述べつつ、「資金繰り支援など補助

制度とは別の形でリスクを下げられるよう工夫していきたい」旨説明[86]している。

また、同補助金による支援の手厚さを踏まえ[87]、補助金交付後のフォローアップを徹底すべきとの指摘もなされたが、梶山経済産業大臣は、「事業計画に従って補助事業を遂行してもらうことに加え、その後の事業化の状況をしっかりフォローアップする必要があると考えている」旨答弁[88]した。すなわち、補助を受けた事業者は、事業完了年度を初回として５年間の間（計６回）、「事業化状況・知的財産権等報告書」の提出が求められることとなっている[89]。

（２）事業再構築に向けた人材面や債務面の問題

事業再構築補助金をめぐっては、資金面での有効な手段となる一方、それと同時に事業再構築のノウハウや技術を持つ人材を確保する必要性があるとの指摘がなされた[90]。当該指摘に対して政府は、「そのとおりであり、やってみてから気づくケースが多いという面もあることから、コンサルティングを含め外部の専門家を雇う費用の経費計上を認めているほか、その後のフォローアップをきちっと手当てしている」旨の説明[91]を行った。この点については、専門家によるコンサルティング手数料の水準によっては事業者の大きな負担になるため、その規律を設けるべきとの指摘も見られたが、政府は、「企業の将来の事業資産価値を見つけるに当たっての専門家の対応は様々で一律にとらえるのが難しい面があり、線引きを行うことには躊躇している」旨の認識を示しつつ、「極端な事例が横行するようであれば手引きの改定等の対応を検討していきたい」旨の説明[92]を行った。

この他、過剰債務問題が浮上する中、既存債務が事業再構築の足かせになって

---

[86] 第204回国会衆議院経済産業委員会議録第７号18頁（2021.4.14）

[87] この点については、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会も補助内容の手厚さを受け、補助金依存やコスト意識の低下による過大投資を誘発する可能性等を指摘している（財務省ウェブサイト<https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings_sk/material/zaiseier20211101/02.pdf>９頁）。

[88] 第204回国会衆議院経済産業委員会議録第５号３頁（2021.4.2）

[89] 当該報告書の結果により、「卒業枠」、「グローバルＶ字回復枠」、「大規模賃金引上枠」の補助事業者については、事業計画終了時点で予見できない大きな事業環境の変化に直面する等の正当な理由なく、各種の補助要件を満たせなかった場合には、通常枠の（従業員規模ごと）補助上限額との差額分について補助金の返還が求められる。その他の補助事業者は、補助事業に関する会計検査院、経済産業省等による実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、補助事業者はこれに必ず従う必要がある（交付規程第27条第２項及び第３項）。

[90] この点、例えば（株）東京商工リサーチの調査では、事業再構築を行う上での課題として、「人材確保・既存従業員の能力向上」が最も多く挙げられている（（株）東京商工リサーチウェブサイト<https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000049.pdf>48頁）。

[91] 第204回国会衆議院経済産業委員会議録第７号18頁（2021.4.14）

[92] 第204回国会衆議院経済産業委員会議録第３号６頁（2021.3.24）

いるとの実態[93]も報告された。こうした状況も踏まえ、岸田内閣が2022年６月７日に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においては、事業再構築のための私的整理法制の整備の一環として、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」との方針[94]が示されている。

５．需要喚起施策

これまで経済産業省は、「Go To キャンペーン事業」[95]の一環で措置した①「Go To 商店街事業」（現在は「頑張ろう！商店街事業」に改称して継続）及び②「Go To イベント事業」（現在は「イベントワクワク割」という同様の別事業を実施）や、③「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（いわゆる「J-LODlive補助金」）等を通じ、コロナ禍で苦境が続く商店街やエンターテインメント産業における事業者の前向きな取組を支援する需要喚起施策を展開してきている。

5-1. Go To 商店街事業（現在は「頑張ろう！商店街事業」）

Go To 商店街事業は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年４月20日閣議決定）に基づき、コロナ禍において全国の商店街等の賑わいを回復するための支援策として、令和２年度第１次補正予算（51億円）で措置[96]された。具体的には、同事業は、３密対策等の感染拡大防止策を徹底[97]しながら商店街等が自らイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者が商店街等の良さを再認識するきっかけとなる機会を提供するため、特定の商店街等（商店街その他商業の集積）の活性化につながる取組を行い得る商店街組織等[98]を応募対象とし、当該商店街組織等が図表34の要領に基づき、イベント実

---

[93] 例えば、（株）東京商工リサーチの調査では、事業再構築に既に取り組んでいる又はこれから取り組もうとしている約４割（大きく影響：9.0%、ある程度影響：29.1%）の企業において既存債務がその取組に悪影響を及ぼしている旨報告している（（株）東京商工リサーチウェブサイト<https://img03.en25.com/Web/TSR/%7B66bd38df-b068-49ad-a783-1134948fbf88%7D_20220420_TSRsurvey_CoronaVirus.pdf>５頁）。

[94] 内閣官房ウェブサイト<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf>18～19 頁

[95] 官民一体型の需要喚起支援策として令和２年度第１次補正予算で措置（1 兆 9,914 億円）され、経済産業省が所管する「Go To 商店街事業」及び「Go To イベント事業」、国土交通省が所管する「Go To トラベル事業」と農林水産省が所管する「Go To イート事業」の４事業で構成。

[96] 令和２年度第３次補正予算で 30 億円が追加措置され、総額約 81 億円の事業となった。

[97] 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の遵守、「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」や業種別ガイドライン等を踏まえた感染対策の徹底を条件とした。

[98] 商店街振興組合・事業協同組合（任意団体含む）、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街等

施等の事業内容を事務局（ひとまちみらい商店街振興コンソーシアム）に提案・申請し、事務局の審査を経て採択された事業の費用を支援するものである（費用は事業終了後に清算[99]）。

同事業は2020年10月30日に申請受付[100]を開始したが、その後のコロナ禍の拡大を受けて、2020年12月17日、同月28日以降にフィジカルに開催されるイベントに対する支援や集客を伴う商店街イベントの全国一斉の一時停止が発表[101]された[102]。以降、2021年中も相次ぐ緊急事態宣言等の発令により、全面再開の見込みが立たない状況[103]が続いた。なお、Go To 商店街事業は,事業一斉停止までの間に申請件数1,434件のうち、532件（採択者数915者）の採択[104]があった。

このような中、2021年９月の緊急事態宣言の解除後に策定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）において、「Go To イート事業やイベントや商店街への需要喚起事業は、感染状況等を踏まえつつ、来年のゴールデンウィーク頃までを基本として実施する」方針が示された。これを踏まえ、事務局は、Go To 商店街事業の内容を一部見直しつつ、名称を「がんばろう！商店街事業」に改称して実施していくことを発表[105]した。

同事業では、「期間、時間、場所」の分散化に係る取組を重点的に支援するため、「ワクチン・検査パッケージ[106]」の導入等を支援し、更なる感染拡大防止対

---

[99] この点、商店街等は全ての事業費を立替え払いしておく必要があり負担となっていた。政府は、事業を効率的に実施するインセンティブが働きにくくなるという観点から、当該対応としていたが、その後商店街等の負担を踏まえ、事業費の最大７割を先払いする概算払いでの受付を開始することとした（第203回国会衆議院経済産業委員会議録第３号15頁（2020.11.20））。

[100] 先行募集（2020年10月19日～11月30日までに開始し、2021年２月14日までに終了する事業を対象）と通常募集（2020年12月１日～2021年２月14日までに開始し、同日までに終了する事業を対象（ただし、事業開始４週間前までの応募が要件））に分けて募集が行われた。

[101] Go To 商店街事務局ウェブサイト<https://gotoentry.meti.go.jp/assets/other/oshirase1217.pdf>

[102] 梶山経済産業大臣は、「年末年始を静かに過ごすとのコロナ分科会の提言を踏まえ、都道府県とも相談の上、全国一律に一時停止することを政府全体として判断した適切に対応した」旨説明した（第204回国会衆議院経済産業委員会議録第15号３頁（2021.5.26））。

[103] オンライン上で開催するイベント、集客を伴うイベントと切り離せる商材開発やプロモーションは停止対象から除かれた。なお、停止により事業者に既に発生した費用やキャンセル代に対する支払いが事務局により行われた。その他停止に伴う対応は、Go To 商店街事務局ウェブサイト<https://gotoentry.meti.go.jp/assets/other/faq_210305.pdf>を参照されたい。

[104] Go To 商店街事務局ウェブサイト<https://gotoentry.meti.go.jp/assets/other/saitaku_jigyo_ichiran_201218.pdf>。内訳については、実施済み事業が253件、停止中の事業が132件、リアル事業を停止しオンラインのみ実施している事業が102件、中止・辞退事業が45件と報告されている（第204回国会衆議院経済産業委員会議録第15号３頁（2021.5.26））。

[105] Go To 商店街事務局ウェブサイト<https://gotoentry.meti.go.jp/assets/other/oshirase_211119.pdf>

[106] 飲食、イベント等の事業者が利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確

策を徹底しながら、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行う取組を支援していくこととしている（図表34）[107]。

図表34 「Go To 商店街事業」及び「がんばろう！商店街事業」の概要

■支援対象（「Go To 商店街事業」、「がんばろう！商店街事業」に共通）
【支援対象事業】 ○消費者や生産者が地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む） ○地域の良さの再発見を促すような新たな商材の開発やプロモーションの制作 →がんばろう！商店街事業は、「期間・時間・場所」の分散化に係る取組に加点措置を実施 **【主な支援対象経費】** ○イベント等を実施するために必要な経費：商材開発等のコンサルティング料、感染予防用品の購入費用、会場・テント等のリース・レンタル費用、地域産品を活用した景品・販促品費、宣伝・広告に要する費用、地元パフォーマー等の出演費用、アルバイト雇用費用　等 →がんばろう！商店街事業は、ワクチン・検査パッケージの導入に伴う費用を対象経費に追加 →プレミアム付商品券・金券、備品の購入費用、施設整備費用等は対象経費から除外
■支援内容
【Go To 商店街事業】 ○**300万円**×申請者数＋**500万円**（２者以上で連携し事業を実施する場合の上乗せ措置） →１応募あたりの上限額は**1,400万円**（300万円×３者＋500万円）） **【がんばろう！商店街事業】** ○１者による単独申請（１申請当たり**400万円**上限（200万円まで定額支援）） ○２者連携による申請（１申請当たり**800万円**上限（300万円まで定額支援）） ○３者以上の連携による申請（１申請当たり**1050万円**上限（500万円まで定額支援）） →定額を超えた額については、商店街等が1/2の自己負担

（出所）Go To 商店街事業及びがんばろう！商店街事業の各公募要領に基づき作成

5-2. Go To イベント事業／イベントワクワク割

（１）Go To イベント事業

Go To イベント事業は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年４月20日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症により、従前のイベント開催が困難となった「イベント主催者」と従前のイベントへの参加機会が減少した「参加者」の双方に対し、文化芸術・スポーツ関連のイベントの需要を喚起し、新たな生活様式に対応した取組の推進・定着を図るものとして、令和２年度第１次補正予算（1,198億円）で措置された。具体的には、イベント・エンターテインメント[108]について、事務局（(株）博報堂）に登録されたチケット販売事業者等を通じてチケットを購入した消費者に対し、チケット代金の２

認することで行動制限の緩和を可能とする方策。

[107] 2022年９月26日、同年10月17日より新規公募を全国一律に開始すること等が発表されている（Go To 商店街事務局ウェブサイト<https://gotoentry.meti.go.jp/assets/other/oshirase_220926.pdf>）。

[108] 音楽コンサート、スポーツイベント、演劇・伝統芸能、映画館、博物館・美術館、遊園地等の文化芸術やスポーツに関する幅広い行事で、国内で不特定かつ多数を対象に有償で消費者に対して提供されるもの（無観客ライブ配信等のコロナ禍に対応する新たな開催形式を含む）。

割引又は物販購入や次回以降のチケット購入に利用できるクーポンの付与（チケット代金の２割相当）を行うものである（上限額：2,000円／枚）。

2020年10月29日に事業が開始されたが、Go To 商店街事業と同様、12月17日に同月28日以降にフィジカルに開催されるイベント（オンラインイベントは除く）に対する支援の全国一斉の一時停止が発表されて以降、全面再開の見込みが立たない状況が続き、その後2021年12月末に事業を終了した（最終的に約600万枚のチケットの割引支援等（約47.2億円）が行われている）[109]。

（２）イベントワクワク割

イベントワクワク割は、がんばろう！商店街事業と同様に、既述の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）における方針を踏まえて、消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成していくとともに、文化芸術やスポーツに関するイベントに関わる全ての者に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の実施を促すことを目的として、令和３年度補正予算（388.1億円）で措置された。

同事業では、ワクチンの接種歴又はＰＣＲ検査等の結果が陰性であることを確認すること等を条件として、Go To イベント事業と同様、幅広いイベント・エンターテインメントを対象に、事務局（(株）博報堂）に登録されたチケット販売事業者等を通じてチケットを購入した消費者に対し、①イベントの入場券やオンラインイベントの視聴券の２割相当分の割引又は、②イベント関連グッズ等の特典が付加されたチケットの２割相当分の割引[110]を実施することとしている（上限額：2,000円／枚）[111]。

5-3. J-LODlive補助金等

J-LODlive補助金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年４月20日閣議決定）に基づき、コロナ禍においてコンテンツの海外展開に向けたプロモーションの機会が失われていることを受け、日本発コンテンツの海外展開

---

[109] 2021年12月末の事業終了後、Go Toイベント事務局のウェブサイトは既に閉鎖されており、事業の経過や支援対象となった事業やイベント等を公表資料上で確認することはできない。このため、本節の記載内容は、経済産業省の担当課より筆者が聞き取ったものである。

[110] ただし、イベントに関連するサービス又は物品等の特典を含むチケットの場合、当該特典の価格がチケットの通常価格の1/2を超えないことが条件とされている。

[111] 2022年９月26日、同年10月11日から2023年１月31日までの期間中に行われるイベントを対象として事業を開始すること等が発表されている（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220926003/20220926003.html>）。

を促進し、日本ブームの創出を通じたインバウンド需要を喚起することを目的として措置された。同補助金は、令和２年度第１次補正予算（878億円）で措置されて以降（同予算に基づく補助金は「J-LODlive」と呼称される）、同年度第３次補正予算（401.3億円）、同年度予備費（314.5億円）及び令和３年度予備費（627.3億円）でそれぞれ追加措置され（これらの予算に基づく補助金は「J-LODlive２」と呼称される）、総額約2,221億円の事業となっている。

J-LODlive及びJ-LODlive２はいずれも、文化芸術基本法第８条又は第11条に定める文化芸術分野（音楽、演劇、伝統芸能等）において、コロナ禍の影響により国内で実施を予定していた公演[112]を延期・中止した日本発コンテンツの主催者となる法人等[113]を対象とし、今後実施する公演の開催費用等の支援に加え、2021年１月７日以降に延期・中止した公演のキャンセル費用等の支援をそれぞれ図表35の要領に基づき実施しており、2022年７月25日時点で、約46,000件（総額約1,800億円）の支援が行われてきている[114]。

このほか、「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金」（いわゆる「J-LOD補助金」）[115]を通じた支援の一環として、令和３年度補正予算（556.5億円の内数）において、2022年１月９日以降に延期・中止した公演のキャンセル費用等の支援が実施されている。

図表35　J-LODlive補助金とJ-LOD補助金における支援の概要

■J-LODlive
（１）公演の開催費用等の支援 ○**概要**：国内で今後日本発コンテンツの公演を実施し、その収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外配信する費用を補助 ○**補助内容**：補助率**1/2**（上限**5,000万円**/件） ○**補助対象経費**：公演の出演料、制作費、会場費、運営費、権利使用料、感染予防対策費、公演の収録映像の一部又は全部を活用した動画の制作費・海外配信費　等

112 有料公演のほか、無観客公演、無料公演（鑑賞料・入場料・視聴料）を含む。

113 非営利法人や地方公共団体も含む。ただし、2020年２月１日以降2022年１月31日までに予定していた国内外の日本発コンテンツの公演を延期・中止した主催者に限る。

114 内閣府ウェブサイト<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/followup/followup08/shiryo_02.pdf>10頁

115 日本のコンテンツ産業の持続的発展に資するエコシステムの構築を目的とした補助金であり、J-LODlive補助金とは別の補助金となる。J-LOD補助金は、①海外向けのローカライズ&プロモーション事業（J-LOD（１））、②海外からの資金調達等のためのピッチング事業（J-LOD（２））、③with コロナ時代におけるエンタメビジネス事業（J-LOD（３））、④コンテンツ業界のＤＸに資するシステムの開発・実証事業（J-LOD（４））、⑤ストーリー性のある映像制作・発信事業（J-LOD（５））の５つの支援を行っており、J-LOD（３）の中でキャンセル料支援を行っている。

（２）延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援 ○**概要**：緊急事態措置区域等で開催予定であった日本発コンテンツの公演を延期・中止した主催者に対して、公演を開催しなくても発生した費用等を補助 ○**支援要件**：①2020年２月１日から2021年１月末までに緊急事態措置区域等で開催予定であった公演の延期・中止、②延期・中止の公演に関する内容のＰＲ動画の制作と海外向けの配信 ○**補助内容**：補助率**10/10**（上限**2,500万円**/１件） ○**補助対象経費**：延期・中止公演に係るキャンセル費用、ＰＲ動画の制作・配信に係る費用
■J-LODlive２
（１）公演の開催費用等の支援 ○**概要**：国内でポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する日本発コンテンツの公演を実施し、その収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外配信する費用を補助 ○**補助内容**：補助率**1/2**（上限**3,000万円**/１件） ○**補助対象経費**：公演の実施に関する費用、ＰＲ動画の制作・配信に関する費用 （２）延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援 ○**概要**：緊急事態措置区域等で開催予定であった日本発コンテンツの公演を延期・中止した主催者に対して、公演を開催しなくても発生した費用等を補助 ○**支援要件**：①2021年１月７日以降に緊急事態措置区域等で開催予定であった公演の延期・中止、②延期・中止となった公演に関する内容のＰＲ動画の制作と海外向けの配信 ○**補助内容**：補助率**10/10**（上限**2,500万円**/１件） ○**補助対象経費**：延期・中止公演に係るキャンセル費用、ＰＲ動画の制作・配信に係る費用
■J-LOD（３）withコロナ時代におけるエンタメビジネスを行う事業（キャンセル料支援）
○**概要**：緊急事態措置区域等で開催予定であった日本発コンテンツの公演を延期・中止した主催者に対して、公演を開催しなくても発生した費用等を補助 ○**支援要件**：①2022年１月９日以降に緊急事態措置区域等で開催予定であった公演の延期・中止、②延期・中止となった公演に関する内容のＰＲ動画の制作と海外向けの配信 ○**補助内容**：①キャンセル費用が2,500万円以下の場合は補助率**10/10**（上限**2,500万円**/件）、②キャンセル費用が2,500万円超の場合は補助率**1/2**（上限**5,000万円**/件） ○**補助対象経費**：延期・中止公演に係るキャンセル費用、ＰＲ動画の制作・配信に係る費用

（※1）J-LODliveは（１）は2020年５月27日、（２）は2021年２月22日にそれぞれ申請受付を開始した後、いずれも2021年２月26日に申請受付を終了した。

（※2）J-LODlive２は（１）及び（２）ともに2021年４月７日に申請受付を開始した後、（１）は2022年１月７日、（２）は同月28日に申請受付を終了した。ただし、（２）については2022年１月26日、2021年11月末以降に開催予定であった日本発コンテンツの公演のうち水際措置の変更により公演を延期・中止した主催者に対するキャンセル費用支援の追加実施が発表された（水際措置の変更が発表された２月24日以前に延期・中止の意思決定を行った公演が支援対象）。当該公募を２回実施（①申請受付期間：2022年１月28日～２月11日、②申請受付期間：同年６月18日～同月24日）し、申請受付を終了した。

（※3）J-LOD（３）は３度の公募が公表されている（①申請受付期間：2022年６月18日～同月24日、②申請受付期間：同年７月30日から８月５日、③申請受付期間：同年９月10日～同月16日）。

（出所）各補助金の事務局（いずれも特定非営利法人映像産業振興機構（ＶＩＰＯ））資料に基づき作成

６．おわりに

本稿で紹介した経済産業省のコロナ禍２年間における事業者支援策は、例えば、2020年及び2021年の企業倒産件数の２年連続低下に寄与するなど[116]、事業

[116] 当該効果は本稿で紹介した特定の支援策によるものではなく、例えば厚生労働省が実施す

者の事業継続に貢献してきたと考えられる[117]。しかし、累次の感染拡大による継続的な事業活動への悪影響から、対面接触型のサービス業を中心に幅広い業種で2021年の新型コロナウイルス関連倒産は拡大し、その合計が前年比約２倍に増加[118]しており、また、休廃業・解散件数、すなわち、厳しい先行きにより自発的に退出する企業の件数も高止まり[119]している（図表36）。さらに、足下の原油･エネルギー価格高騰等に起因する急激な物価高も重なる現状に鑑みると、企業の事業継続・業績改善に向けた見通しは決して明るくはないだろう。

図表36 倒産、休廃業・解散件数（左図）と新型コロナウイルス関連倒産（右図）の推移

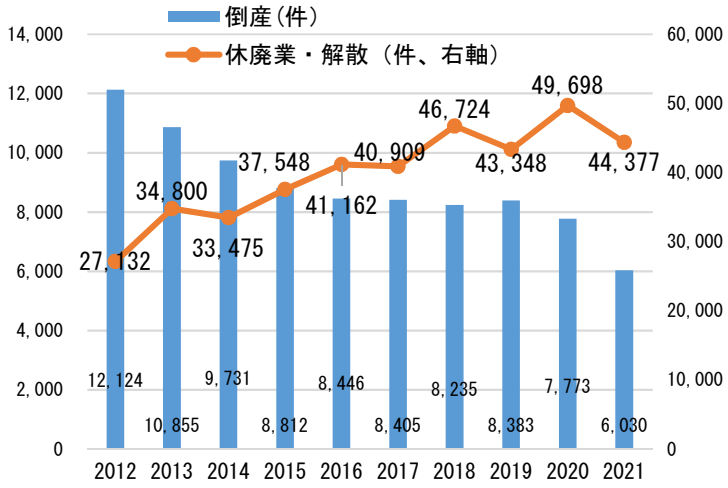

産業	2021年			2020年
	件数	構成比	前年比	件数
農・林・漁・鉱業	10	0.6%	1.67	6
建設業	183	11.0%	2.90	63
製造業	225	13.5%	2.16	104
卸売業	247	14.8%	1.96	126
小売業	176	10.6%	2.02	87
金融・保険業	3	0.2%	3.00	1
不動産業	42	2.5%	3.50	12
運輸業	70	4.2%	2.92	24
情報通信業	42	2.5%	2.10	20
サービス業他	670	40.2%	1.88	356
合計	1,668	100%	2.09	799

（※1）倒産は、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。
（※2）休廃業は、特段の手続をとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。また、解散は、事業を停止し企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続に入った状態になること。
（出所）（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産白書2021」等に基づき作成

こうした中、本稿では、経済産業省がコロナ禍２年の間に実施した、給付金、資金繰り支援、事業再構築補助金、各種の需要喚起施策について、措置の経緯・内容や活用実績、そして国会で議論された運用上の課題等に焦点を当て、それ

る雇用調整助成金や休業支援金・給付金を含む全ての事業者支援策による総合的な効果である。

[117] 一方で、コロナ禍の手厚い支援策は、借入が増加し支払能力に問題のある企業（いわゆる「ゾンビ企業」）を延命させ、生産性の低い企業の退出及び生産性の高い企業の参入を可能にする経済の浄化作用のメカニズムを弱体化させたとの指摘もあるなど、評価は一様ではない（（独）経済産業研究所ウェブサイト<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e072.html>）。

[118] （株）東京商工リサーチは、2022 年上半期の新型コロナウイルス関連倒産も 1,015 件（前年同期比 32.3%増）に達していると報告している（（株）東京商工リサーチウェブサイト<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/half/2022_1st.html>）。

[119] 2021年の休廃業・解散件数について（株）東京商工リサーチは、過去最多を記録した前年から約11%減少となったが、2000年以降で３番目の高水準にあると報告している。（（株）東京商工リサーチウェブサイト<https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220118_01.html>）。

ぞれ整理してきた。臨時異例の措置として実施された各種の給付金事業が終了して以降、コロナ禍という当面直面する危機を乗り切るための臨時的な対応から、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた対応や物価高騰等の国内外における足下の経済社会環境の変化を踏まえた対応へと、政策の重点が移行しつつある。とはいえ、これまでにコロナ禍中で実施されてきた個々の支援策の「事後評価[120]」はもちろんのこと、「支援先のフォローアップ[121]」を可能な限り幅広く、そして継続的に行うとともに、その結果を不断に検証しておくことは、次なる支援の充実に向けても重要な取組となろう。

そうした中で、まず、使途に制限のない措置として実施された給付金について、効果の検証は容易ではないものの[122]、不正受給や不備ループ、事務経費の不透明性等の運用上の問題が顕在化した事実を顧み、より効率的かつ透明性の高い運用の確保に向けた取組[123]を継続的に行っていくことが求められる。同時に、公的な給付金の迅速な給付に向け、行政手続の更なるオンライン化に加えて、利便性と不正防止を両立させる給付のデジタル化を推進していくことも重要な取組となろう。

また、需要喚起施策については、コロナ禍の断続的な拡大によるフィジカルに開催されるイベントや支援や集客を伴うイベントに対する支援の停止等により、その効果を十分に発揮できたとは言い難い状況にあった。しかし、今後の事業の本格実施に先立ち、これまでの支援の内容や実績を整理する中において、特に２つの仕組みを改善する必要があると感じられた。１つ目は、Go To イベント事業は事業終了に伴い事務局ウェブサイトが閉鎖され、事業の経過や実績等を公表資料上確認できない状況にあったことである。終了済みの事業であっ

---

[120] この点、例えば、各府省庁が所管事業の執行状況（支出先や使途）等の事後点検を行い、その結果を公表する「行政事業レビュー」は、事業個々の効果を把握し得る指標の一つに位置付けられる（経済産業省の行政事業レビューシートは、経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html>を参照）。

[121] この点、例えば（株）東京商工リサーチや（株）帝国データバンクが定期的に実施する各種アンケート調査も事業者の実態やニーズを把握し得る手掛かりとなる（(株)東京商工リサーチウェブサイト<https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/>、（株）帝国データバンクウェブサイト<https://www.tdb.co.jp/report/watching/covid19/index.html>）。ただし、これらは個別の支援策の効果を詳細かつ定量的・網羅的に把握し得るものではないことに留意されたい。

[122] 例えば、政府は、事業復活支援金について、使途に制限のない給付金の効果を検証するのは難しいと述べつつも、行政事業レビューシート等を通じて適切な政策評価に努めていきたいとの認識を示している（第208回国会衆議院予算委員会第七分科会議録第１号22頁（2022.2.16））。

[123] この点、中小企業庁は令和４年度より、各種給付金の不正受給に関する調査等を行う「給付金等事業不正対応等事業」を実施している（経済産業省ウェブサイト<https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pr/ip/chuki_21.pdf>）。

ても、政府として、今後類似の事業の検討・実施に資する情報を継続的に公開する仕組みを整えておく必要があろう。２つ目は、J-LODlive補助金について、キャンセル費用支援等の実績は予算執行率のみの公表となっており、支援先事業者・イベント名、支援額等は公開されていない状況にあったことである。この点についても、透明性ある運用の確保に向け、どのような事業者（事業）に対して支援を行ったのか等の実績公開の在り方を見直していく必要があろう。

他方、資金繰り支援については、その継続的な実施により中小企業の事業継続を下支えしてきた一方で、今後、過剰債務を抱える企業の倒産増加とそれに起因する財政負担の増大が懸念されている。無論、債務の免除による解決はリスク[124]が伴うことから、過剰債務問題の根本的な解決に向けては、債務超過に陥った企業の収益性の改善を通じた返済原資の確保を促す政策対応を基軸としつつ、返済が困難な事業者に対して、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を踏まえた返済猶予や事業再生を検討・実行していくことが現実的な対応となろう。そうした意味で、過剰債務問題は、企業の新分野展開、事業・業種転換等を支援する「事業再構築補助金」や中小企業の生産性向上を支援する「生産性革命推進事業[125]」など、ポストコロナ時代を見据えた支援策の戦略的な運用と併せて考えていく必要がある。ただし、この点については、例えば事業再構築補助金に関し、事業者ごとに異なるはずの強みや市場分析が不十分なまま、採択のされ易さや一過性の流行に乗って安易な事業再構築が量産されている可能性があると指摘[126]されていることにも留意し、その運用に当たっては、企業個々の収益性やリスクを踏まえた支援を展開していくことが求められる。

（内線75263）

---

[124] 債務の免除について岸田総理は、返済に向けて事業改善を行う動機を失うといった典型的なモラルハザードの発生の可能性に加え、借入れをせずに頑張っている事業者や経営改善に取り組んで返済を開始した事業者との公平性を損なう懸念がある旨の認識を示している（第208回国会衆議院予算委員会議録第20号９頁（2022.5.27））。

[125] 本稿では紙幅の都合上詳述しないが、新製品・サービス等の開発に必要な設備投資等を支援する「ものづくり補助金」、小規模事業者の販路開拓等を支援する「持続化補助金」、ＩＴツール導入による業務効率改善等を支援する「ＩＴ導入補助金」、事業承継・引継ぎ後の設備投資など新たな取組等を支援する「事業承継・引継ぎ補助金」の４つで構成される事業である。

[126] 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（2022.4.20）配布資料２　４頁